

第 3 期
三 木 市 教 育 振 興 基 本 計 画

～豊かな学びで未来を拓く～

令 和 3 年 2 月
三木市教育委員会

は じ め に

近年のグローバル化や超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた急速な技術革新の進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、今後の社会は大きく変化すると予測されています。

このような状況の中で、激しい社会の変化に主体的に向き合い、多様な価値観の中から新たな価値観を見出し、未来を切り拓いていく力を育成することが求められています。このたびの第3期三木市教育振興基本計画は、令和2年3月に策定した「第2期三木市教育大綱」の基本理念である「豊かな学びで未来を拓く」のもと、生涯にわたる豊かな学びを通じて、より充実した人生とよりよい社会を創造できる人材の育成をめざします。

今後5年間における主な取組として、学校教育では、基礎学力の定着と活用能力、学びに向かう力を育成するため、GIGAスクール構想により、児童生徒1人に1台配備したタブレット端末等のICT機器を活用し、主体的に課題解決に取り組む「個別最適化学習」を推進します。

また、「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」に基づき、喫緊の課題への対応が必要な小中学校の統合を着実に進め、児童生徒の教育環境を整備するとともに、9年間を見通した「めざす子どもの姿」を小中学校で共有し、その実現に向けた小中一貫教育を推進します。

生涯学習では、市民誰もが尊重され、差別のない社会を築いていくための人権教育を一層充実させるとともに、人生100年時代を迎え、市民一人一人が生涯にわたって学び続けられるよう、公民館や高齢者大学等における教育環境の整備を進め、その学習成果をまちづくりや地域課題の解決にいかすことのできる仕組みづくりを推進します。

文化・スポーツでは、市民一人一人が生涯を通じて豊かに生きる喜びや感動を得るとともに、健やかな心身を育むことができる環境を整備します。

計画の推進に当たっては、学校、家庭、地域や関係機関、団体等との連携をさらに強化し、取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました三木市教育振興基本計画検討委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年2月

三木市教育委員会

目 次

第 1 章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	4
4 計画の進行管理	4
第 2 章 教育をめぐる現状	5
1 人口減少社会の到来	5
2 人生 100 年時代の到来	8
3 グローバル化の進展	9
4 急速な技術革新	10
5 家庭の状況変化	10
6 教育の機会均等	11
7 働き方改革	14
第 3 章 第 2 期三木市教育振興基本計画の検証	16
重点目標Ⅰ 子ども一人一人の力を伸ばします	16
重点目標Ⅱ 魅力ある学校園づくりを進めます	29
重点目標Ⅲ 人と人との繋がりを大切にする生涯学習を進めます	37
第 4 章 三木市の教育のめざす姿（第 3 期計画）	48
基本理念 「豊かな学びで未来を拓く」	48
基本方針Ⅰ 「未来を創る教育」を進めます	48
1 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます	48
2 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます	63
基本方針Ⅱ 「生涯にわたる学び」を支えます	70
1 豊かな人生を応援します	70
2 文化・スポーツの振興に努めます	75
◆資料編	80
資料 1：第 3 期三木市教育振興基本計画体系	81
資料 2：三木市教育振興基本計画検討委員会設置要綱	82
資料 3：三木市教育振興基本計画検討委員会委員名簿	84
資料 4：計画の策定経過	85
資料 5：用語解説	86
資料 6：法令関係	89

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

教育基本法は、制定から60余年を経て、平成18年12月に全面改正されました。改正教育基本法においては、「個人の尊厳」や「人格の完成」等これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念を大切にしつつ、公共の精神を尊び、社会の形成に参画し、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造をめざす教育を推進するとされています。

本市では、平成24年7月に第1期三木市教育振興基本計画を策定し、その教育目標である“「心豊かに元気よく学び続ける」ひとづくり“の実現に向けて取り組んできました。

このような中、平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、平成28年3月に「三木市教育大綱」を策定しました。また、平成28年12月には、「ふるさと三木を誇りとし 自立心あふれる人材の育成」を基本理念とする「第2期三木市教育振興基本計画」を策定し、この基本理念のもと、教育の振興を図ってきました。

平成30年6月には、国の「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、今後の社会の変化を見据えた教育政策のあり方が示されました。その中においては、*超スマート社会（*Society5.0）の実現に向けた技術革新が進展する中、「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要とされています。これを受け、兵庫県では、平成31年2月に「第3期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が策定されました。

本市においては、令和2年3月に新時代の到来を見据えた次世代の教育の方向性を示すものとして、「豊かな学びで未来を拓く」を基本理念とする「第2期三木市教育大綱」を策定しました。本市教育行政の一層の進展に向けて、これまでの取組の成果と課題を振り返り、今後5年間のめざすべき方向や取り組むべき施策等を総合的・体系的に示すため、「第3期三木市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく教育振興基本計画として、国の「第 3 期教育振興基本計画」及び「第 3 期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を参酌しつつ、本市教育の推進を図るために定める基本的な計画です。
- (2) 本市の市政全般にかかる「三木市総合計画」や三木市総合教育会議において、市長が教育委員会と協議、調整をして策定した「第 2 期三木市教育大綱」との整合を保ちながら、施策を推進していきます。
- (3) 本計画の推進に当たっては、社会情勢の変化等に応じて、数値目標は弾力的に運用していきます。
- (4) 本計画では、2015 年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を施策に取り入れ、「誰一人取り残さない社会の実現」に向けた持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を推進します。
- (5) 新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が見込まれることから、学校運営をはじめとした本市教育の推進に当たっては、*新しい生活様式を遵守し、十分な感染症対策を講じながら実施していきます。

*超スマート社会： 必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会。

*Society5.0: サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。

*新しい生活様式： 新型コロナウイルス感染症対策を日常生活に取り入れた生活様式のこと。

◆ 教育の推進とSDGs

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030（令和12）年を期限とした行動計画です。17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現をめざし、発展途上国のみならず、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。わが国においても、2016（平成28）年に「SDGs推進本部」を設置し、2020（令和2）年には「SDGsアクションプラン2020」を決定するなど、施策の充実が図られています。

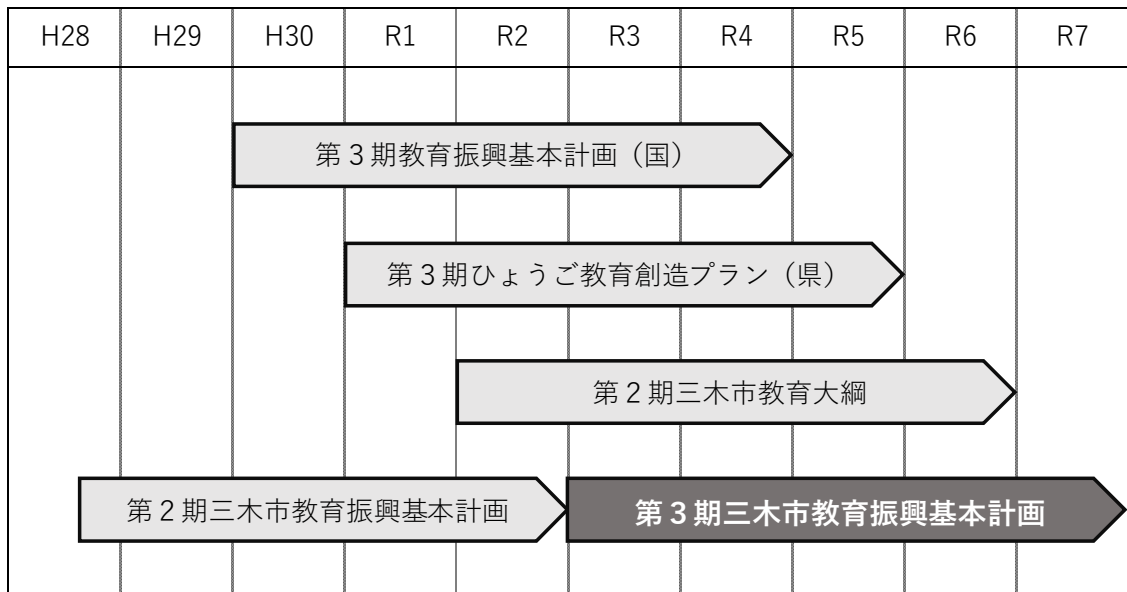
本市においても、SDGsの実現は、行政分野の枠を超えて全庁的に取り組むべき指針として位置付けています。誰一人取り残さない社会の実現をめざすSDGsの理念は、教育においても共有されるべき考え方であり、17のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」については、特に本計画と関係が深いテーマで、本計画の実践を通じてSDGsがめざす「誰一人取り残さない」社会が実現されるよう取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の期間

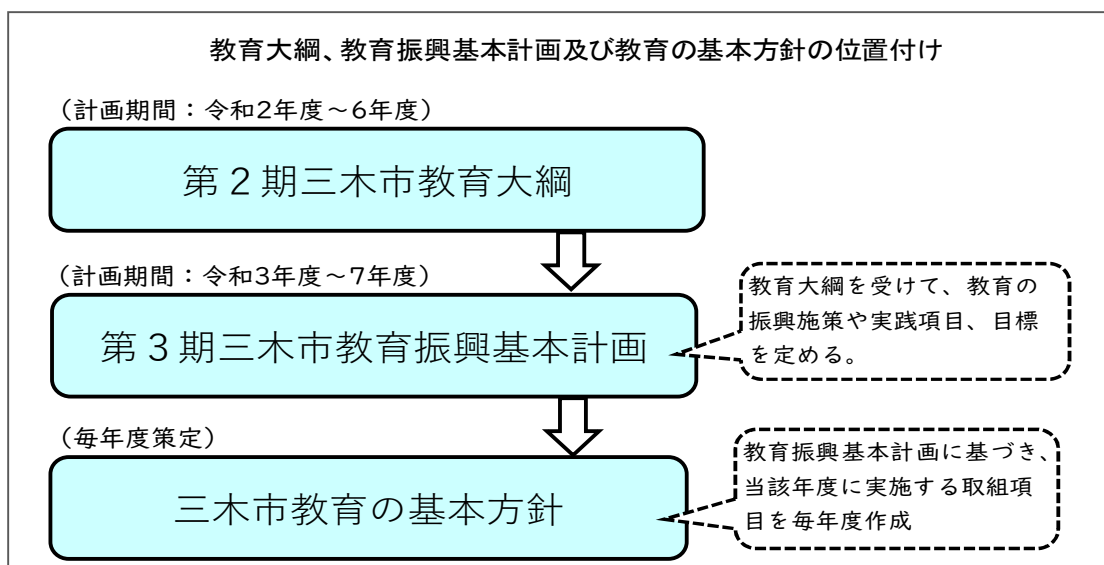
本計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



4 計画の進捗管理

本計画に掲げる施策を効果的かつ着実に実行するため、計画の期間中は、実施計画として「三木市教育の基本方針」を毎年度作成し、当該年度に実施する施策や事業を示していきます。

また、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、「教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価」を行い、自己点検及び自己評価並びに学識経験者による外部評価に加え、全期間を通じて計画目標が達成できるよう進捗管理を行います。



第2章 教育をめぐる現状

1 人口減少社会の到来

日本の人口は、2008（平成 20）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じ、2030 年には 20～30 代の世代が約 2 割減少し、65 歳以上の割合が 3 割を超え、加速度的に人口減少が進むと予想されています。

一方、本市では、国の人口が減少に転じた時期よりも 11 年早く、1997（平成 9）年 10 月末の人口 88,232 人をピークに減少に転じ、その後は、若者世代の転出や出生率の低下などにより減少傾向が続いています。

市全体の高齢化率は、2010（平成 22）年で 24.9%、2015（平成 27）年で 29.6%、2020（令和 2）年で 33.8%（各年 3 月末現在）となっており、この 10 年で 8.9%上昇しています。

こうした現状を踏まえ、本市においても 2015（平成 27）年に「三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略」を策定し、これに基づき、まちの未来の展望を開くための取組を推進しています。

図 1 三木市の人口推移と予測

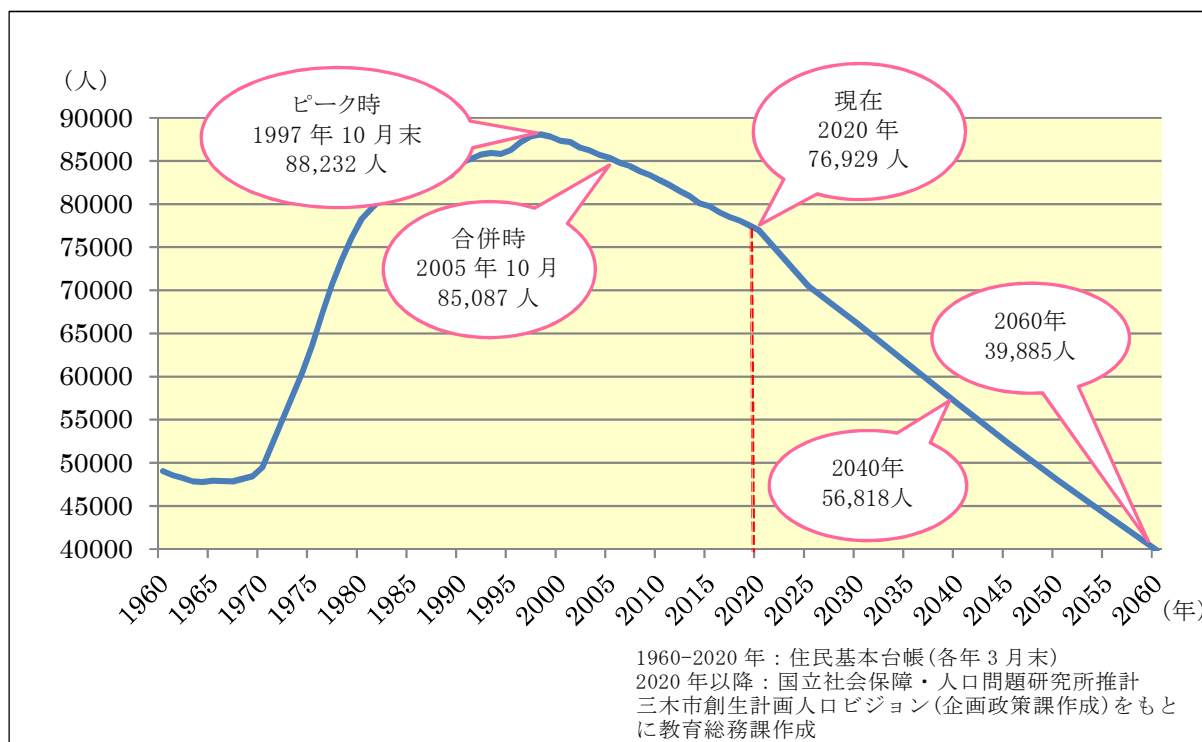
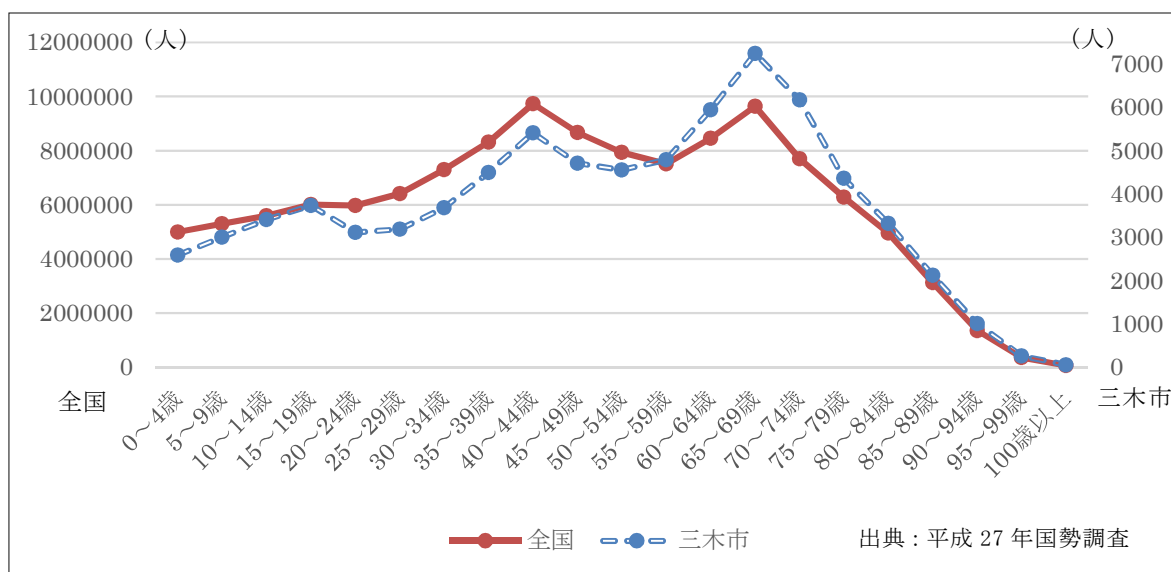
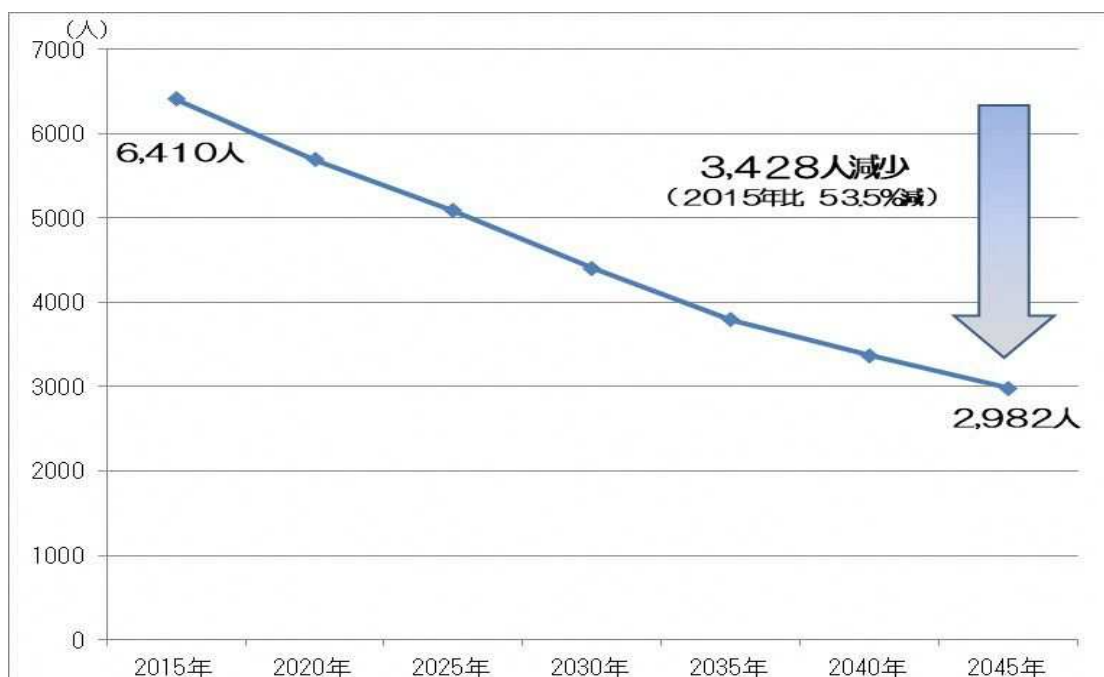


図 2 全国及び三木市の人口分布図



国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計（2018 年 3 月 30 日現在）によると、本市の子どもの人口（5 歳から 14 歳）は、2015（平成 27）年に 6,410 人であったものが、2045（令和 27）年には、2,982 人になると予想されています。2015（平成 27）年と比較すると、30 年間で約 54% の減少が予想されています。

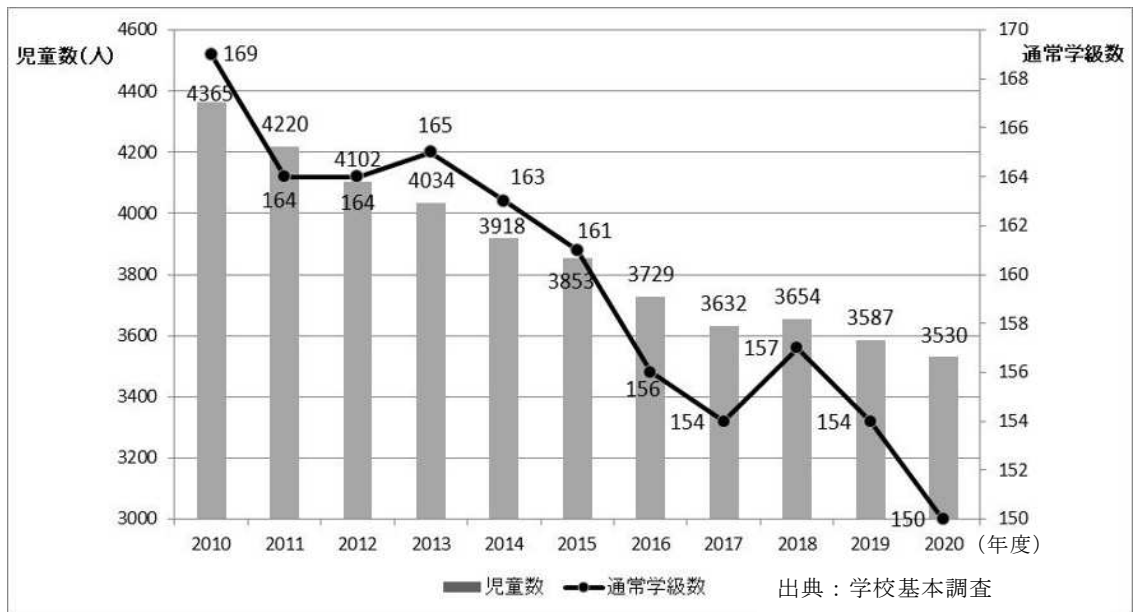
図 3 三木市の子どもの人口（5 歳から 14 歳）予測



出典：国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年 3 月推計）

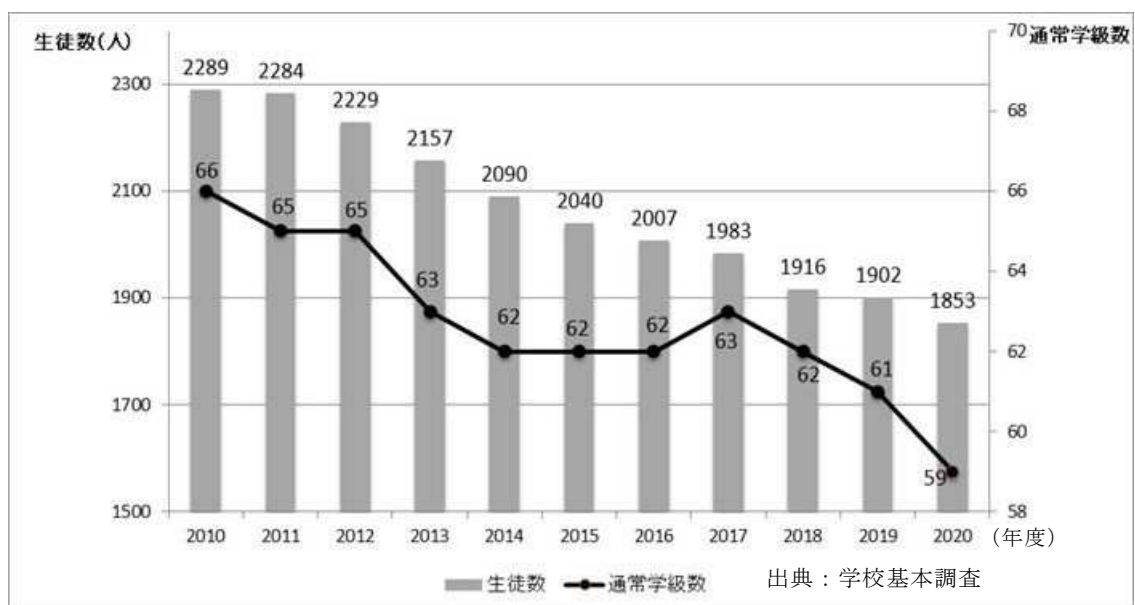
市内の小学校 16 校の児童数は、2020（令和 2）年度には 3,530 人で、2010（平成 22）年度に比べ 835 人減少しています。それに伴い、学級数も減少しており、2020（令和 2）年度の通常学級数は 150 学級で、2010（平成 22）年度に比べ 19 学級減少しています。

図 4 三木市の小学校児童数・通常学級数の推移



市内の中学校 8 校の生徒数は、2020（令和 2）年度には 1,853 人で、2010（平成 22）年度に比べ 436 人減少しています。それに伴い、学級数も減少しており、2020（令和 2）年度の通常学級数は 59 学級で、2010（平成 22）年度に比べ 7 学級減少しています。

図 5 三木市の中学校生徒数・通常学級数の推移

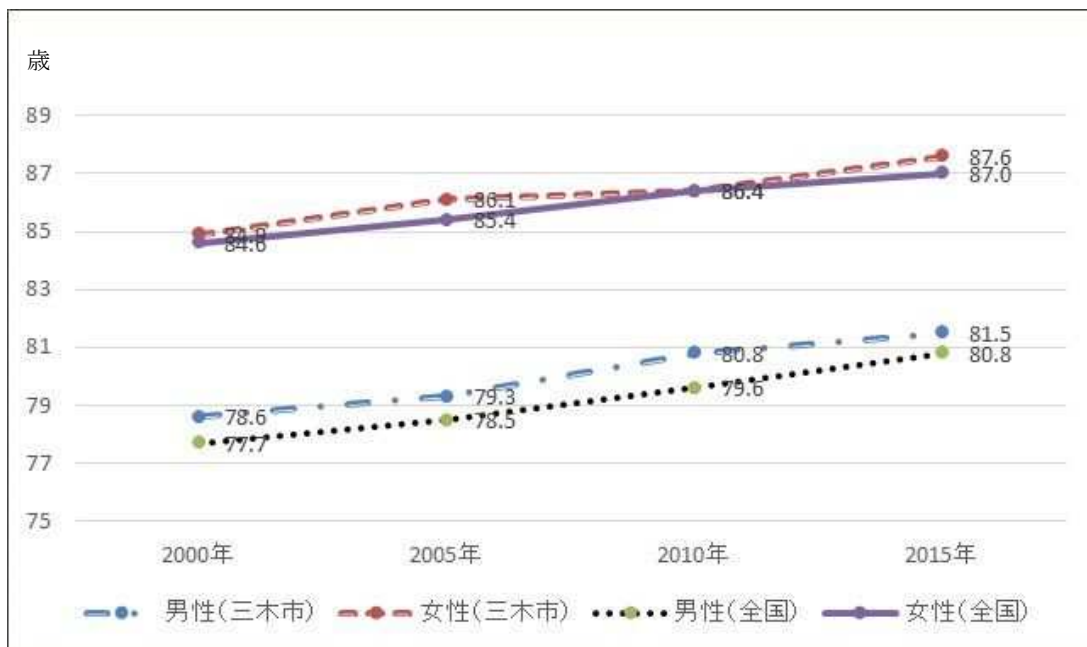


2 人生 100 年時代の到来

医学の進歩、生活水準の向上等により平均寿命が著しく伸び、人生 100 年時代の到来が予想されています。本市の平均寿命は、2000（平成 12）年には男性 78.6 歳、女性 84.9 歳（全国平均は、男性 77.7 歳、女性 84.6 歳）でしたが、2015（平成 27）年には男性 81.5 歳、女性 87.6 歳（全国平均は、男性 80.8 歳、女性 87.0 歳）となり、長寿命化が進んでいます。今後、長い生涯の中で複数の仕事を持つことや、退職後にボランティアなどの地域や社会の課題解決のために活動することが、より一般的になると考えられます。

こうしたライフサイクルの中では、若年期において、知識や技能、思考力や判断力、表現力等、学びに向かう力や人間性等の涵養といった資質、能力を身に付けることに加え、人生 100 年時代をより豊かに生きるために、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域社会の課題解決のための活動に繋げていくことが望まれています。

図 6 全国及び三木市の平均寿命



出典：厚生労働省「市区町村別生命表」

3 グローバル化の進展

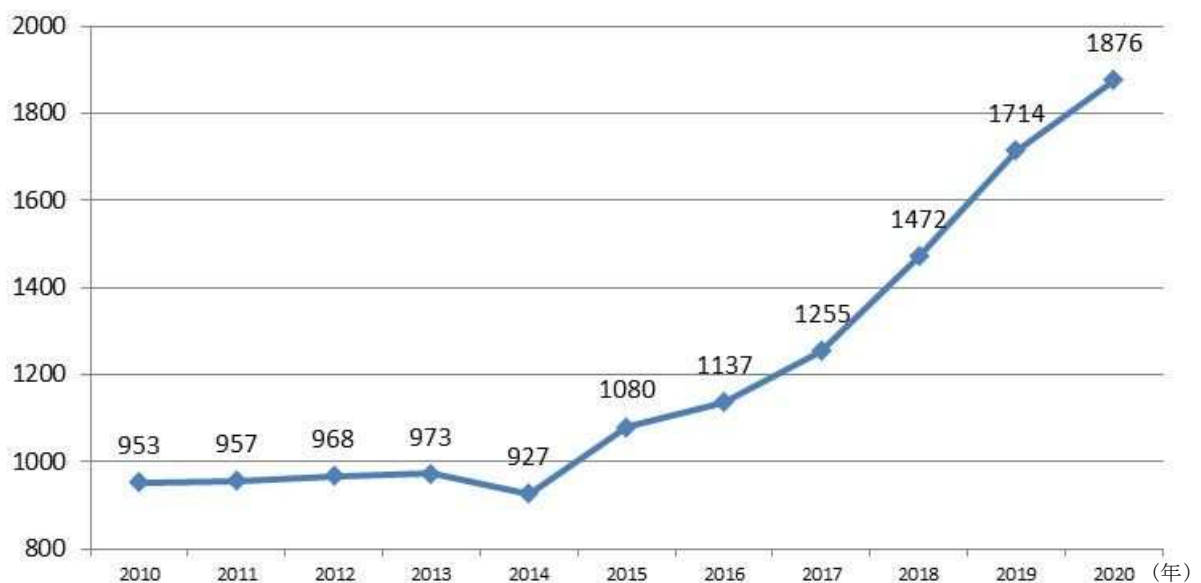
情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も急速に広がっており、あらゆる場所でグローバル化が加速しています。その中であって、アジアをはじめとするいわゆる新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増しており、欧米のみならず、アジアも世界経済の中心的役割を担うことが予想されます。世界の GDP に占める日本の割合は低下傾向にあり、2030（令和 12）年には 4.4%程度になると予想されています。

世界の国々の相互影響と依存の割合は急速に高まっており、貧困、紛争、人権問題、環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題が増大する中、これらの解決をめざす「持続可能な開発目標（SDGs）」が、あらゆる主体の共通の目標とされており、日本においても課題の解決に向けた積極的な取組が求められています。

グローバル化の進展は、情報や物流の広がりだけでなく、人の流れも変え、日本においても民族や国籍を問わず互いを認め合いながら、社会を創造していくことが求められています。

本市の外国人人口は、2010（平成 22）年には 953 人、2015（平成 27）年には 1,080 人、2020（令和 2）年には 1,876 人（各年 9 月末）となっており、10 年間で約 2 倍に増加しています。こうしたグローバル社会を生き抜くためには、コミュニケーション能力等、国際社会で主体的に活動するための力を育成することが必要です。

図 7 三木市の外国人人口の推移
（人）



出典：人口統計資料（総務部総務課作成）をもとに教育総務課作成（各年 9 月末現在）

4 急速な技術革新

2030（令和12）年ごろには、第4次産業革命ともいわれる*IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。

また、*ICTの急速な発達により、ICTによる学習の支援や遠隔授業等による新たな教育環境の整備が可能となりました。一方で、子どもがSNSを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じています。

このような中、高度に情報化していく社会に主体的に対応するため、ICT等の新しい技術を活用した教育の環境整備を推進し、情報活用能力を育成することが必要です。とりわけ、論理的思考力、創造性及び問題解決能力を育むことや、実体験を通して豊かな心を育むことによる情報モラルの向上が重要です。

さらに、2020（令和2）年に全世界を襲った新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国一斉に臨時休校措置等が取られ、長期の休校による学習保障の問題が起きました。

子どもたちの学びを保障していくために、*GIGAスクール構想の前倒しによるオンライン学習の有効活用など、新しい生活様式に対応する教育環境の整備が今後の課題です。

* IoT: Internet of Things の略で、あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス・ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。

* ICT: Information and Communication Technology の略で、コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。

*GIGA スクール構想: 2019 年 12 月に文部科学省が発表したプロジェクトで、GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。小・中学校の児童生徒に1人1台のパソコンと、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現する構想のこと。

5 家庭の状況変化

少子高齢化や核家族、単身世帯、ひとり親世帯など、家族の小規模化により、世帯人員の減少が進むとともに、子どものいる世帯の減少が顕著となっています。家庭教育は、すべての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

しかしながら、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されています。

図 8 三木市の世帯数と1世帯当たり人員の推移



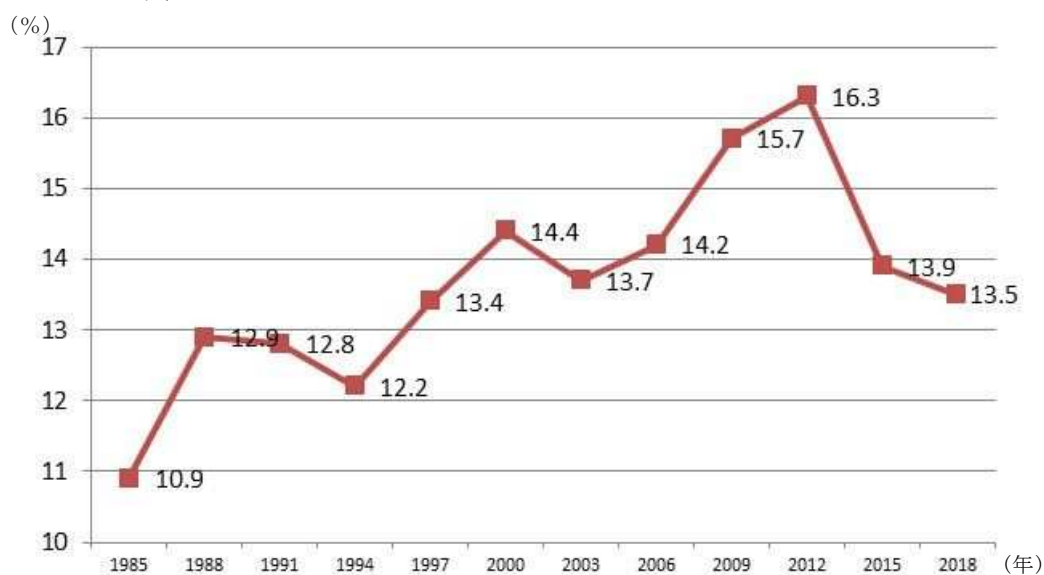
出典：三木市統計書(国勢調査)

6 教育の機会均等

(1) 子どもの貧困等の社会経済的な問題

専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率が約8割となっている中で、家庭の社会経済的な背景と子どもの学力や4年制大学への進学率には相関関係が見られることが指摘されています。厚生労働省の「国民生活基礎調査」結果によると、全国における子どもの貧困率は、2012(平成24)年の16.3%をピークに、2018(平成30)年には13.5%に減少しているものの、約7人に1人の子どもが貧困状態にあり、引き続き大きな問題となっています。

図 9 子どもの貧困率の推移(国)



出典：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」結果をもとに教育総務課作成

経済的な理由により、小・中学校へ就学させることが困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校で必要とされる費用の一部を援助する就学援助の本市における認定率は、約14%となっています。この10年間で微減傾向にありますが、約7人に1人の子どもが援助の対象となっています。

図 10 三木市における就学援助認定率



資料：三木市教育委員会作成

(2) 合理的配慮

障害者差別解消法の施行等を踏まえ、障がいのある子どもが、それぞれの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるよう、教育内容や支援体制、施設、設備の充実が求められています。

(3) 不登校対策

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によると、全国における不登校児童生徒数は、近年増加傾向にあります。本市における不登校児童生徒の出現率は、小・中学校ともに全国及び兵庫県の出現率を下回っているものの、近年はその人数が増加しています。

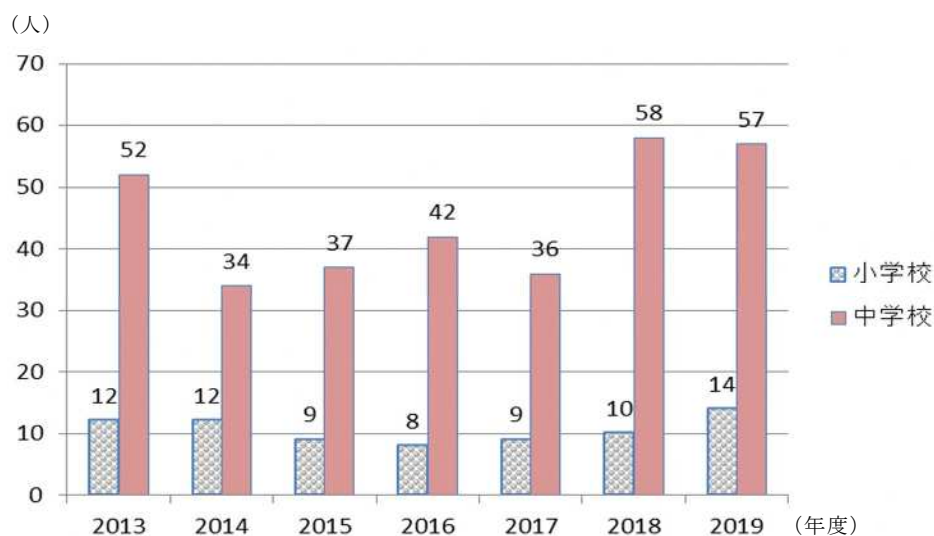
児童生徒の学校における居場所づくりの推進とともに、不登校児童生徒に対する多様な適切な教育機会の確保が必要です。

図 11 不登校児童生徒の出現率の推移



出典：三木市教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書

図 12 三木市の不登校児童生徒数の推移



出典：三木市教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書

7 働き方改革

学校に求められる役割の多様化、複雑化に伴い、近年、教職員の長時間勤務の実態が深刻な問題となっています。学校教育の教育成果を維持、向上させる中で、教職員のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行う必要があります。

このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、2019（令和元）年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部が改正され、「業務量の適切な管理等に関する指針の策定」や「一年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）」により、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りながら、能力を存分に発揮し、活躍できる社会の実現に向けた取組を推進するための法整備がなされました。

市内の学校における勤務時間の適正化に向けた具体的な対策として、教職員が定時に退勤する「ノー残業デー」、会議等を設定しない「ノー会議デー」、部活動の休養日を設ける「ノー部活デー」については、すべての学校で設定されています。令和元年度「ノー残業デー」は、年間を通じて7割程度の教職員が定時退勤できており、「ノー会議デー」、「ノー部活デー」はほぼ完全実施できています。教育委員会においても、令和2年4月に「教職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「三木市立学校園の教職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために実

施すべき措置に関する方針（働きがいのある学校園づくりに関する方針）」を策定し、教職員のタイムマネジメントに対する意識を高めるなど、取組を進めています。

また、学校においては、時間外勤務の抑制に向けた取組として、業務分担や業務内容の見直しを行うとともに、専門スタッフ等の外部人材の活用を促進するなど、教職員の働き方改革を一層進めていく必要があります。

第3章 第2期三木市教育振興基本計画の検証

第2期三木市教育振興基本計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）の基本理念「ふるさと三木を誇りとし 自立心あふれる人材の育成」及び教育目標「『心豊かに 元気よく 学び続ける』ひとづくり」に基づき、第2期計画で掲げる18の施策について、主な取組と成果を検証し、課題と今後の方向性を示します。（各施策の指標にある令和2年度の「目標値」は、計画策定時〈平成28年度〉に設定した数値です。）

重点目標Ⅰ 子ども一人一人の力を伸ばします

施策1 就学前教育・保育の推進

【これまでの主な取組】

- ・ 市内すべての就学前教育・保育施設で等しく質の高い教育・保育を実施するため、本市では、平成28年度に独自に「三木市幼保連携型認定こども園教育・保育共通カリキュラム」を策定しました。その後、国の幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の改訂を受け、平成30年度にその内容を見直し、「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」に改訂しました。
- ・ 「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」に基づき、市内の公立・民間就学前教育・保育施設の保育者を対象とした「保育者研修」を開催し、乳幼児の発達段階を捉えた教育・保育内容について、就学前教育・保育施設の現場で実際に園児の姿を観察しながら学ぶことにより、更なる就学前教育・保育の質の向上に努めました。
- ・ 市内の特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）の教育・保育の質の向上及び運営の適正化を図るため、市独自に第三者による評価及び監査を実施しました。
- ・ 市が配置する「子育て支援コーディネーター」をはじめ、各関係機関が連携し、様々な保護者へのサポートのあり方について協議し、安心して子育てができるよう支援に努めました。
- ・ それぞれの就学前教育・保育施設において、交流小学校を定め、小学校生活科の学習や運動会、音楽会等の学校行事に参加するなど、交流を深めました。また、小学校に入学する児童の状況について、定期的に連絡会を開催し、それぞれの指導者間で情報共有し、円滑に小学校生活に接続できるよう取り組みました。
- ・ 老人クラブなどの地域の団体、関係施設との連携を積極的に行い、地域

との交流を深めるとともに、その地域ならではの自然や施設、文化に親しまいました。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 幼保連携型認定こども園は、平成 28 年度に 12 園が、平成 29 年度に 2 園が開園しました。また、平成 29 年度に本市の独自策として、3 歳児以上の保育料の無償化及び 3 歳児未満の保育料の 50% の負担軽減を実施し、保護者の支援を行うとともに、小規模保育事業所 6 園及び事業所内保育事業所 1 園が開園し、保育者の確保に努めたことにより、各園において受入定員数が増加して、希望する園への入園を待つ児童数は減少しました。しかしながら、令和元年 10 月に国の幼児教育・保育の無償化がスタートしたことにより、全国的に保育ニーズが高まり、入園を待つ児童数が増加しています。

(指標) 就学前教育・保育施設で希望する園への入園を待つ児童数

区分(項目)	実績値					目標値
	H28	H29	H30	R1	R2	R2
希望する園への入園を待つ児童数	168 人	96 人	95 人	106 人	125 人	0 人

(人数は各年度 10 月 1 日現在のもの)

【課題と今後の方向性】

- ・ 保育者の確保に努め、入園を待つ児童の解消に向けた体制整備を進めます。
- ・ 「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」を活用し、遊びを通した総合的な教育・保育の実践を重ね、保育者の質の向上に努めます。
- ・ 第三者による評価及び監査を実施し、引き続きその結果を園の管理職だけでなく、各保育者にもフィードバックすることにより、園全体の意識を高め、教育・保育の質の向上と施設運営の適正化を図ります。

施策 2 「確かな学力」の向上

【これまでの主な取組】

- ・ 自主的に学習に取り組む姿勢や自己調整力、自己決定力の育成を図るため、令和元年度から基礎から活用まで個に応じた習熟度別学習プリントを活用する「みっきいすてっぷ」や*タブレットドリルを活用した学習を進め

ています。

- ・ 教員の指導方法の改善を図るため、三木市学力向上推進委員会において、子どもたちの学力向上のための施策を協議するとともに、研究指定校制度により、「三木市学力向上サポート事業」を実施し、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、アクティブラーニングなどの視点から授業改善の研究を行いました。また、研究指定校の取組を、研究発表や三木市教育系イントラネット内の教育資料データベースを活用し、市内の教員が情報共有し、教職員の指導力の向上を図りました。
- ・ 基礎学力や学習習慣の定着、知識・技能を活用する力の伸長をめざして、平成 27 年度から放課後学習支援として一部で実施していた「ひょうごがんばりタイム」を、令和元年度から三木市内の全小・中学校へ拡充しました。
- ・ 学習習慣及び生活習慣の改善に向け、平成 27 年度から三木市教育委員会作成の「*みきっ子家庭学習ガイド」（家庭学習啓発資料）を配布し、各校の家庭訪問や保護者会などで啓発を行い、家庭と連携しながら生活習慣の改善や家庭学習の定着を図りました。
- ・ 学習指導、生徒指導等で緊密な小中連携を推進するため、各中学校区において、小中連携三木モデルをもとに、教科ごとのカリキュラム内容の情報交流や中学校教員による小学校での出前授業、小中共通の家庭学習の手引きを用いた自主学習の習慣化などに取り組みました。各中学校区の実践は、三木市小中連携教育推進専門委員会でも成果と課題、次年度に向けての方向性を検討しました。また、小学校 6 年生、中学校 1 年生に実施したアンケート調査から、中学校教員による出前授業や中学校の授業や部活動を体験する活動が、入学後の不安の軽減につながっていることを検証することができました。
- ・ 社会的自立に必要な態度や能力を育成するため、*キャリアノートなどを活用し、発達段階に応じた継続的な指導を行いました。
- ・ 自然体験、社会体験、*トライやる・ウィークなどの職場体験など、人や社会との関わりを実感する体験活動を推進し、社会参画に必要な態度や能力の育成を図りました。
- ・ 進路に関する積極的な情報提供など、支援の充実を図り、主体的に進路を選択し、決定できる能力や態度を培いました。
- ・ 令和元年度に、パソコン教室のパソコンをタブレット端末に更新し、1,140 台を導入するとともに、国の GIGA スクール構想に則り、令和 2 年度には更に 4,669 台を追加し、児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末を整備

しました。

- ・ タブレット端末の整備に合わせて、インターネット環境の高速化を図りました。

*タブレットドリル： インターネットを活用し、タブレットPCなどで学習問題に取り組むことができるドリル教材。取り組んだ学習が自動採点され、視覚的に自分の学習した履歴を確認しつつ、苦手な学習を繰り返し解いたり、解説動画を視聴したりできる。自分の学習課題や学習状況に合わせて、問題を解くことができ、1人1人に合った学習計画を作ることができる。

*みきっ子家庭学習ガイド： 子どもたちの学習習慣や生活習慣の改善を図るため、家庭で取り組める学習内容や学習時間の目安等、家庭で大切にしたいポイントやヒントなどを掲載したリーフレット。

*キャリアノート： 学んだことや自分の成長を記録し、自分を見つめることで、将来の夢や目標を見つけて、それをかなえるための計画を立て、それに向かって進んでいく力を育成するための記録。

*トライやる・ウィーク： 公立中学校2年生を対象に1週間にわたり実施する地域や自然の中で行う多様な社会体験活動。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 家庭での学習時間については、小学生において、平成29年度に一度は割合が低下しましたが、平成30年度から割合が上昇しています。中学生においても、平成28年度から平成30年度まではほぼ横ばいであった割合が、令和元年度では上昇しています。
- ・ 平成27年度から「みきっ子家庭学習ガイド」（家庭学習啓発資料）を配布し、家庭と連携しながら生活習慣の改善や家庭学習の定着を図っており、各学校においても学習の手引き等を作成し、具体的な学習方法を示すなどの取組を進めています。

（指標）学校の授業時間以外に普段（月～金曜日）、小学生で1時間以上、中学生で2時間以上勉強している子どもの割合（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む。）（全国学力・学習状況調査結果から）

区分（項目）	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1時間以上勉強している小学生	58.3%	63.6%	61.8%	71.5%	72.3%	70.0%
2時間以上勉強している中学生	36.0%	34.5%	34.7%	34.9%	38.4%	50.0%

（全国学力・学習状況調査：小学校は6年生、中学校は3年生が対象）

- ・ 全国学力・学習状況調査の結果については、小学校において、平成27

年度以降、全国平均を 100 とした指数を下回っています。

- ・ 中学校においては、全国平均を上回る年が多く見られますが、令和元年度においては下回る結果となりました。
- ・ 全国的な傾向として、「知識」よりも「活用」の正答率が低く、本市の子どもたちはその傾向が顕著です。
- ・ 令和元年度に関しては、平成 30 年度まで「知識」に関する問題と「活用」に関する問題に分かれていた出題形式が、一体的に出題される形式となりました。加えて、「活用」に関する問題が多く出題され、これらの問題の正答率が低かったため、全国平均を下回ったと考えられます。
- ・ 全国学力・学習状況調査における生活習慣や家庭学習に関する調査は改善が見られたものの、これまでの結果から基礎学力の定着とともに、知識を関連づけて活用する力の育成に繋げることが今後の課題です。

(指標) 全国学力・学習状況調査の全国平均を 100 とした指数

区分(項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校 6 年生	95	96	94	94	91	100
中学校 3 年生	102	99	103	103	97	104

(全国学力・学習状況調査：小学校は 6 年生、中学校は 3 年生が対象)

【課題と今後の方向性】

- ・ 自主的に学習に取り組む姿勢や自己決定力、自己調整力を育み、家庭学習を学力の定着や向上に繋げるため、引き続き家庭と連携しながら生活習慣の改善や家庭学習の定着を図る必要があります。
- ・ 児童生徒に活用力を育成するため、思考力を高める授業に向けた授業改善など、教員の指導力を向上させることが課題です。
- ・ 全小・中学校において、放課後学習支援を実施し、習熟度別学習プリントやタブレットなどを活用して、個に応じた学習支援を推進します。
- ・ 小中連携・一貫教育では、小学校 6 年生と中学校 1 年生の連携から発展し、これまでの実践を基盤にしながら、小学校、中学校の 9 年間を見通した一貫した取組が今後の課題です。
- ・ 9 年間を見通した「めざす子どもの姿」を小・中学校で共有し、学習規律の明確化や学力の実態把握等、系統性と連続性のある小中一貫教育に向けた取組を進める必要があります。
- ・ キャリアノートを軸に、小・中学校 9 年間を見通した「全体計画」、「年

間指導計画」を作成し、体系的なキャリア教育を推進する必要があります。

- ・ 教科や学習内容を問わず、あらゆる機会に学習道具のひとつとしてタブレット端末を活用できるよう、教員の意識改革と技術の向上を図る必要があります。
- ・ 情報モラルに関する教員並びに児童生徒の意識の高揚を図る必要があります。

施策３ グローバル人材を育成する教育の推進

【これまでの主な取組】

- ・ 平成 28 年度から市内の全小学校が教育課程特例校の指定を受け、小学校低学年から発達段階に応じて、「聞く」「話す」を中心とした英語の授業を行いました。
- ・ 小学校には 6 人、中学校には 4 人の*A L Tを配置し、特別活動や*モジュールの学習などで英語学習と関連した内容を取り入れたり、給食や清掃の時間にも A L Tと触れ合ったりするなど、学校生活全般においてネイティブの英語に親しむ時間を確保しました。
- ・ 日本とは異なった文化について、地域の方や留学生に母国を紹介してもらう交流や、外国にルーツを持つ子どもが母語でのあいさつを紹介する活動等を通じて、異文化や多様な価値観に触れる機会を設定し、互いに認め合う心の育成を図りました。
- ・ 次代を担う子どもたちに、ふるさとの歴史や文化、とりわけ伝統産業である三木金物の素晴らしさを伝えるため、「肥後の守」を使った工作の授業等を行い、我がまち三木市を愛する心を育みました。
- ・ 我が国や郷土の伝統、文化を尊重する心を養い、ふるさとに対する心情を養うため、三木市歌や三木音頭等の学習を実施しました。

*A L T: Assistant Language Teacher の略。日本人外国語担当教員の助手として従事し、学校や地域の外国語教育及び国際化の向上のため活動する外国語指導助手。

*モジュールの学習: 10～15 分程度の短い時間を単位として取り組む学習形態のこと。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 英検を受験する生徒の割合は、平成 28 年度には一旦低下しましたが、平成 29 年度から再び徐々に上昇しています。これは、各中学校に英検に関する書籍購入を補助し、英検を受験するための啓発等を進めている成果であると考えられます。

(指標) 英検を受験する生徒の割合(中学生の英語に対する興味、関心の度合を見る。)

区分(項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
英検を受験する生徒の割合	15.6% (315/ 2,016人)	14.0% (281/ 2,005人)	16.0% (318/ 1,985人)	17.3% (331/ 1,914人)	17.4% (331/ 1,906人)	30.0%

【課題と今後の方向性】

- ・平成28年から教育課程特例校の指定を受け、低学年から「話す・聞く」体験を重視した英語教育を推進してきました。歌やゲーム等を通して、A L Tのネイティブな英語に触れ、英語特有の発音やアクセントを、新しい言語を急速に吸収することができる低学年から学ぶことができます。夏休みに実施しているイングリッシュキャンプには、毎年60名の枠を大幅に超えた申し込みがあり、英語に親しむ機会に主体的に参加しようという態度が育っています。
- ・英語教育は、小学校で特別な教育課程を編成していることから、全市的な取組として研究を進めることが大切です。そのため、市内の教員で組織する外国語教育研修部会と連携し、指導内容や指導方法、評価についての研究を推進するとともに、研究成果を教員に広く周知し、教員の指導力向上に役立てることができるよう、研修の充実を図ります。今後は、「小中一貫教育」を推進する取組と関連付け、9年間を見通した「めざす子どもの姿」を小・中学校で共有し、さらなる英語教育の推進を図ります。
- ・国際化が進む社会において必要となる、相手を理解するためのコミュニケーション能力や語学力の育成をめざし、外国語の授業改善や教員の指導力向上に向けた取組を更に推進する必要があります。
- ・小学校と中学校が連携を図り、継続した英語教育の充実に取り組む必要があります。
- ・異なる文化や価値観への理解を深め、国際的な視野に立ち行動する資質や日本人としてのアイデンティティを育成する必要があります。
- ・三木市の自然や人、歴史、伝統、文化などについて学ぶ機会を提供し、ふるさと三木に誇りを持つ心を育てる必要があります。

施策4 「豊かな心」の育成

【これまでの主な取組】

- ・今後の学校教育を担う若い教職員が、先輩教職員から同和教育の実践を

学び、差別を許さない園児、児童生徒の育成、学校園における人権文化の構築や人権尊重のまちづくりに貢献する指導力、実践力の向上に努めることができるよう*同和教育伝承講座を開催しました。

- ・ 日本で就学後 2 年以内の日本語指導が必要な児童生徒に対して、母語による学習補助を行うとともに、児童生徒の心の安定や保護者とのコミュニケーションの円滑化を図ることを目的として、母語での支援ができる「子ども多文化共生サポーター」を兵庫県の配置期間終了後も、本市で独自に配置しました。
- ・ 平成 28 年度から 3 小学校で日本語指導支援推進校事業を実施し、放課後を中心に日本語指導を行いました。この取組により、外国人児童生徒の生活言語及び学習言語能力が向上し、心の安定を図ることができています。
- ・ 特別の教科道德の充実を図るため、グループによる話し合いや役割分担をするなど、対話を取り入れた学習方法を工夫し、児童生徒の道德性を養う取組を進めるとともに、児童生徒の一人一人を「認め、励ます」評価方法を研究し、教員の実践的な指導力の向上を図りました。
- ・ 児童生徒のいじめ等の問題行動の未然防止と早期対応のため、各学校において生活アンケートの実施や教師の児童生徒に対するカウンセリングの実施など、教育相談体制の充実を含めた生徒指導体制の確立に努めました。
- ・ 人間関係のトラブル等を、いじめに繋がる事案として積極的に認知し、組織的に対応する指導体制づくりを進め、より一層子どもたちの心に寄り添った対応を心がけました。
- ・ 全小・中学校に*スクールカウンセラーを配置し、児童生徒を心理面からサポートするとともに、*スクールソーシャルワーカーを市内 8 中学校区に配置し、環境面への支援を行うなど、組織的な生徒指導体制を強化しました。また、生活指導上の対応が求められる中学校に教育活動支援員を配置し、校門指導や校内巡視、教育相談等を行い、問題行動の未然防止を図りました。
- ・ 不登校の未然防止と早期対応を図るため、各校での「学校 IKOKA マニュアル」の活用と、教育委員会への報告を徹底しました。
- ・ 不登校の状況にある児童生徒に対して、学校では別室での登校、家庭訪問など組織的な対応を続けるとともに、教育委員会ではスーパーカウンセラーや不登校対策指導員が、各校の取組と連携しながら、児童生徒や保護者と関わり、再登校や*部分登校、適応教室入級等に繋げる活動を行いました。
- ・ 環境に関心を持ち、理解を深めるために、小学校 3 年生を対象に、各校

の実態に応じ、三木山森林公園、三木ホースランドパークエオの森、増田ふるさと公園等に出向いたり、里山、田畑、水辺などで自然とふれあう体験型環境学習を実施し、学校の周りの自然を再発見する中で、環境について学習を深めました。

- ・ 中学２年生対象のトライやる・ウィークでは、生徒たちが住む地域において、地域の方々と触れ合いながら職場体験活動や福祉体験活動などを行うことにより、他者と協力、協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し、問題を解決する能力等の育成を図りました。

*同和教育伝承講座： 差別を許さない児童生徒の育成に向け、教職員の指導力、実践力の向上を図るため、先輩教職員が実践してきた同和教育について研修する講座。

*スクールカウンセラー： 学校において児童生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながらサポートしていく専門職。

*スクールソーシャルワーカー： 子どもに影響を及ぼしている環境の改善に向けて、学校、家庭、地域の支援ネットワークを築くため、福祉などの関係機関等と調整を図る専門家。

*部分登校： １日の教育課程のすべてではなく、時間を制限した登校。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 環境体験事業等の達成感を感じる活動や、道徳教育、人権教育を通して命の大切さを実感する活動などで、「豊かな心の育成」を図ったことにより、小学校では平成 30 年度、中学校では平成 28 年度から令和元年度にかけて目標値を達成しました。
- ・ 学級活動や学校行事において、児童生徒が達成感を感じる活動の機会を増やし、発達段階に応じた個別の教育相談を進め、居場所づくりに努めました。

（指標）自分には良いところがあると肯定的に回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査結果から）

区分（項目）	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校 6 年生	80.7%	77.1%	80.7%	88.3%	84.4%	85.0%
中学校 3 年生	66.3%	70.0%	78.0%	83.0%	74.6%	70.0%

（全国学力・学習状況調査：小学校は 6 年生、中学校は 3 年生が対象）

【課題と今後の方向性】

- ・ 同和教育伝承講座や人権研修会を継続して実施することにより、教職員

の人権意識を高めるとともに、授業等の指導力や実践力の向上を図る必要があります。

- ・ 外国人児童生徒の増加や言語の多様化に伴い、母語支援や学習支援を充実させ、外国人児童生徒の自己実現を更に支援する必要があります。
- ・ 自分を大切にするとともに、他者を尊重できる心を育成し、自他の人権を大切にしながら、円滑な人間関係を築く力を育成する必要があります。
- ・ 自然学校やトライやる・ウィーク等の体験活動を通して、社会性や自立心を育む必要があります。
- ・ 小・中学校において、いじめを含む問題行動が多様化してきているため、今後も引き続き個々の児童生徒への細やかな対応や指導体制の強化、規範意識の高揚、児童生徒理解に向けた教育相談の充実、保護者や関係機関との連携など、未然防止や早期対応に向けた取組を推進する必要があります。
- ・ 全国学力・学習状況調査において、「自分には良いところがあると肯定的に回答した児童生徒の割合」については、肯定的な回答をしている児童生徒が増加している傾向にあります。発達段階に応じた個別の教育相談を進めたり、学級活動、学校行事を工夫したりするなど、自己肯定感を高める取組を継続して進める必要があります。
- ・ 不登校児童生徒が、近年増加している要因として、家庭環境や発達等に課題を抱えるケースが増加するなど、不登校の背景が複雑多様化しているため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と一層の連携を図り、児童生徒理解に努める必要があります。

施策5 「健やかな体」の育成

【これまでの主な取組】

- ・ 小学校では、兵庫県の体力アップサポーター派遣事業を活用するなど、専門性のある指導者を招き、運動への興味、関心を高め、体育・スポーツ活動に親しむ意欲や態度を育成する指導のポイントについて、教員の指導力の向上に努めました。
- ・ 中学校では年2回体力テストを実施し、体力の向上を実感させるとともに、結果を分析することで、体力、運動能力の向上に繋げる取組を行いました。
- ・ 各校ごとに学校保健委員会を設置し、児童生徒の実態に即した健康課題について協議し、児童会活動や生徒会活動などを通じて、学校生活や家庭生活での改善を図りました。
- ・ 中学校の部活動の活性化をめざして、地域の方々などに協力を依頼し、

外部指導者として部活動指導員、部活動指導補助員を配置して、専門性のある外部指導者と教員が連携し、活動をより一層充実させられるように取り組みました。

- ・ 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、各学校園において「食育推進計画」を作成し、これに基づいて食に関する授業や栽培活動など、発達段階に応じた計画的、継続的な食育の推進を図りました。
- ・ 食育の生きた教材としての学校給食の充実をめざして、全国の特産品や郷土料理を給食に取り入れるなど、新規メニューの開発、行事食や伝統食、旬の食材の提供、食物アレルギー対策の強化に努めてきました。給食に使用する地元産食材についての理解を深め、郷土愛を高める活動を行いました。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、走力に関する種目については、全国を上回る、または下回った場合でも、大きな差は見られませんでした。一方、筋力に関する種目については、全国を下回る結果が多く見られました。その他、柔軟性等を含めた総合的な体力についても、全国を下回る結果となりました。

(指標) 全国平均を 100 とした指数 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から)

区分 (項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校男子	95.3	95.1	96.5	97.1	99.7	100
〃 女子	94.2	100.0	96.9	93.8	99.6	100
中学校男子	89.7	93.0	92.8	91.4	91.9	100
〃 女子	95.5	96.2	95.3	92.8	94.9	100

(全国体力・運動能力、運動習慣等調査：小学校は 5 年生、中学校は 2 年生が対象)

【課題と今後の方向性】

- ・ 多くの小学校が体力アップサポーター派遣事業を活用できるよう、多目的の指導者の確保に努めます。
- ・ より多くの部活動に部活動指導員・部活動指導補助員を配置できるよう、

登録者の確保に努めます。

- ・ 熱中症事故等の防止について十分に配慮し、安全に子どもたちが運動する機会を確保できるように努めます。
- ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果をもとに、クロス集計を進め、本市の傾向を分析し、今後の活動に生かします。
- ・ 兵庫県教育委員会が作成している「運動プログラム」をより積極的に取り入れるなど、多様な運動経験の中で基礎体力の向上を図ります。

施策6 特別支援教育の充実

【これまでの主な取組】

- ・ 学校園間において、子どもの実態や特性に応じた継続した支援が適切に行えるよう、教育相談、発達教育相談、訪問指導を行い、子どもの実態把握や具体的な支援のあり方等について、保護者及び学校園の相談に応じました。
- ・ 子どもたちへの多方面からの支援の構築をめざして、市の健康増進課、子育て支援課、障害福祉課並びに医療機関をはじめとする関係機関との連携を深めました。
- ・ 発語等に課題を持つ園児児童を対象とした「ことばの教室」を三樹幼稚園、自由が丘小学校に設置し、改善に努めました。
- ・ 通常学級に在籍する LD（学習障害）及び ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒を支援するため、学校生活支援教員による自校通級指導や巡回指導を行いました。
- ・ 発達障害など、様々な障がいを持つ児童生徒に対して、個々のニーズに応じた支援を行うため、小・中学校に特別支援教育指導補助員を配置しました。
- ・ 全教職員が特別支援教育の視点に立ち、園児、児童生徒に対する適切な支援ができるよう特別支援教育の理解、啓発を推進するための研修会を毎年開催し、教職員の特別支援教育に関する理解を深めました。
- ・ 特別支援教育について、校種を超えた共通理解を深めるために、「三木市の特別支援教育」の冊子を市内全学校園の教職員に配布し、校園内研修等で活用しました。

【指標で見る取組の成果】

- ・ *個別の指導計画については、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍し、通級による指導を受けている児童生徒について、全校で

全員分が作成されました。

- ・ *個別の教育支援計画については、特別支援学級に在籍する児童生徒については全員作成されており、通常の学級に在籍し、通級による指導を受けている児童生徒についても、作成率が大きく伸びてきました。
- ・ 研修等の取組を通して、特別な配慮が必要な児童生徒への継続的な支援のため、情報の引継ぎが重要であるという認識が学校に浸透してきました。
- ・ 担任が中心となって保護者と丁寧に連絡を取り、個別の指導計画、教育支援計画の作成について理解を得て、学校と家庭が連携した取組を進めることができるようになりました。

*個別の指導計画： 障がいのある幼児児童生徒への指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画で、各学校において、これに基づいた指導等が行われる。

*個別の教育支援計画 学校と他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、障がいのある子どものニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成される。

(指標) 特別支援教育での個別の指導計画及び教育支援計画の作成状況

区分(項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
指導計画	83.3%	82.4%	94.2%	98.9%	100%	100%
教育支援計画	66.7%	68.0%	77.4%	66.9%	83.3%	75%

【課題と今後の方向性】

- ・ 年々増加傾向にある障がいを持つ様々な年齢の子どもに対して、必要な時に適切な支援を行える体制を確立する必要があります。
- ・ 切れ目のない支援体制の構築に向けて、支援ネットワーク体制を充実する取組を推進します。
- ・ 個別の支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、今後、更なる支援に向けて、特別支援教育指導補助員等の人材を確保し、適切な配置を図る必要があります。
- ・ 個々のニーズに応じた支援を行うため、教職員と特別支援教育指導補助員との情報交換や個別の指導計画の効果的な活用など、児童生徒についての共通理解を深め、組織的な支援体制を強化する必要があります。
- ・ 通常の学級に在籍する児童生徒の中にも、個別の指導計画、教育支援計画の作成が必要であると判断される児童生徒数が増加しつつあります。今

後、そうした児童生徒に対しても、個に応じた指導を行っていくために、個別の指導計画、教育支援計画を有効活用し、切れ目のない支援を行えるよう、教職員に対して周知を図っていきます。

重点目標Ⅱ 魅力ある学校園づくりを進めます

施策１ 学校園の組織力の向上

【これまでの主な取組】

- ・ 学校組織におけるミドルリーダーの役割や必要な資質・能力向上をめざして、市内の元学校長を講師とした研修会を開催するなど、人材育成に努めました。
- ・ 主体的かつ意欲的に業務に取り組むことができるよう、人事評価・育成システムに基づく管理職との面談の機会等を活用し、教職員一人一人の重点目標を設定しました。
- ・ 学校運営における様々な課題に対応するため、特別支援教育指導補助員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、教職員との協働体制のもと、課題解決を図りました。
- ・ 指導主事等が、小中特別支援学校を訪問し、授業や学級運営について指導及び助言を行いました。
- ・ 教職員が精神的に不調になることを未然に防止するため、平成 30 年度から全教職員を対象にストレスチェックを実施しました。
- ・ 平成 30 年度から夏休み期間中の学校閉庁の試行、令和 2 年度から留守番応答電話の導入など、教師が子どもと向き合う時間の確保と、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めました。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 学校のニーズに応じ、特別支援教育指導補助員をはじめとした専門職員を増員することで、児童生徒の実態に合わせたきめ細やかな指導を行うことができています。
- ・ スクールソーシャルワーカーについては、平成 28 年度から導入を開始し、現在は、各中学校区に 1 人、合計 8 人を配置しています。
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置により、学校だけでは解決が困難な課題に対して、福祉や医療などの関係機関と連携し、児童生徒の環境面への働きかけができています。

(指標) 特別支援教育等の専門職員の配置

区分(項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
スクールソーシャルワーカー	0人	2人	4人	6人	8人	8人
学校生活支援教員	3人	3人	3人	3人	4人	4人
部活動指導員・指導補助員	8人	10人	9人	10人	10人	10人
教育活動支援員	2人	2人	2人	2人	2人	2人
特別支援教育指導補助員	34人	47人	47人	49人	49人	49人
スクールカウンセラー	24人	24人	24人	24人	24人	24人
計	71人	88人	89人	94人	97人	97人

【課題と今後の方向性】

- ・ 新規採用教員や臨時講師の増加等で、若年層の教職員の割合が高くなっているため、組織的に若年層の指導を行っていく必要があります。
- ・ 校内でグループ研修のリーダーを設定するなど、ミドルリーダーの育成に向けた取組を進め、学校の組織力の強化を図る必要があります。
- ・ 「定時退勤日」、「ノー部活デー」、「ノー会議デー」が市内全学校で実施されるなど、学校における働き方改革について、教職員の意識が高まる中、更に各学校の実態に合わせた具体的な取組を進める必要があります。

施策2 教職員の資質及び指導力の向上

【これまでの主な取組】

- ・ 新学習指導要領で示されている「園児、児童生徒一人一人に対して知識の理解の質を高め、未来社会を切り拓く資質・能力を育む」ために、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための専門研修講座を実施しました。
- ・ 専門研修講座は、教職員の研修と実践の統合を図り、教職員の指導力及び学校の組織力の向上を目的として、人間力・学校力向上教育コース（幼児教育・生徒指導・学級経営・学校経営・教育相談）、授業力向上教育コース（教育方法・教科指導へのICTの活用・情報教育）、個を生かす教育コース（特別支援教育・人権教育・学級経営・教育方法）の3分野で実施しました。
- ・ 教職員の資質向上及び教育の一層の振興に資することを目的として、教職員に対して研究部門ごとに研究グループの募集を行い、教育センター研究員制度を実施しました。

- ・ 精神疾患を理由とした病気休暇を取得している教職員に、職場への復帰に向けて、関係機関と連携しながら支援を進めました。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 教員 1 人当たりの専門研修講座への参加回数は、令和元年度に目標の 3 回に到達しました。これは、これまでの各校へのアンケート調査に加え、各校における*OJT の取組についての聴き取りをもとに、更に必要と考えられる講座を開催したことによる成果と考えられます。

(指標) 教育センター専門研修講座への参加

区分(項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
教員 1 人当たりの参加回数	2.7 回	2.8 回	2.7 回	2.7 回	3.0 回	3.0 回

*OJT: On the Job Training の略。上司や先輩が、新人や未経験者に対し、職場で実務を体験させながら仕事に関する知識やノウハウを教える手法のこと。

【課題と今後の方向性】

- ・ 出前研修、オンラインでの研修等、学校園や教職員のニーズに応じた研修に対応できるよう、多様な形式での研修体制の確立や企画を準備する必要があります。
- ・ 専門研修講座及び教育センター研究員制度ともに、市内の教職員の指導力の現状を把握し、これからの教職員に求められる力を見据えつつ、学校園の要望を講座内容に反映させ、教職員の資質と実践的指導力の向上をめざします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策としての新しい生活様式や、教職員の働き方改革にも対応するため、オンラインも含めた新たな研修形態について検討していきます。

施策 3 開かれた学校園づくりの推進

【これまでの主な取組】

- ・ 県内の他の市町に先がけ、平成 18 年度に兵庫県教育委員会の研究指定を受けて学校関係者評価を実施して以来、充実に努め、他市のモデルとなってきました。
- ・ 学校関係者評価委員が、学校の自己評価結果を検証し、評価を行うこと

で、学校運営の改善に役立ち、教職員が各学校園の教育目標や指導方針、学校園の良さや特色、教育活動の成果や課題を再認識し、より良い学校園づくりに主体的に関わることができました。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 各学校で実施している学校園評価アンケートにおいて、学校及び教職員に対する項目のうち、肯定的な回答が、児童生徒が 85%以上、保護者が 87%以上となっており、一定の成果を上げています。

(指標) 学校及び教職員に対する肯定的な評価

①児童生徒アンケート

区分(項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
学校に行くのが楽しい	87.8%	86.9%	87.1%	86.7%	86.2%	90%
授業がよく分かる	89.7%	89.4%	90.0%	89.8%	90.3%	92%
先生が話しかけてくれる	83.3%	85.3%	85.2%	84.4%	85.2%	86%

②保護者アンケート

区分(項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
子どもが学校に行くのが楽しいと言っている	91.7%	91.2%	90.1%	90.8%	90.0%	94%
先生は熱心に指導している	87.6%	89.1%	88.6%	87.5%	89.3%	90%
保護者が先生と話がしやすい	84.5%	85.8%	86.3%	88.5%	87.6%	87%

【課題と今後の方向性】

- ・ 学校園の教育・保育活動について、理解が深まるよう、説明責任を果たし、保護者や地域との連携のもとに、子どもたちの健やかな成長を支えていこうとする機運を高め、学校園の改善に結びつくよう努めます。
- ・ 本市における効果的な*コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)のあり方について、研究を進めます。

*コミュニティ・スクール: 学校(園)と保護者や地域住民が参画し、学校(園)運営に意見を反映させ、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校園づくり」を進める仕組み。

施策４ 安心・安全な教育環境の整備

【これまでの主な取組】

- ・ 経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助事業により学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費など、就学に係る費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に努めました。
- ・ 障がいのある児童生徒の就学を奨励するため、特別支援学級に在籍する児童生徒について、特別支援教育就学奨励事業により、就学に係る費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に努めました。
- ・ 児童生徒が快適な学校生活を過ごせるよう、校舎トイレの洋式化を進めました。
- ・ 学校への不法侵入の抑止や犯罪発生の早期解決を図るため、すべての学校の校門付近に防犯カメラを設置しました。
- ・ 地震発生時における天井や照明器具等の落下を防ぎ、児童生徒の安全を確保するため、体育館等の非構造部材の耐震化を進めました。
- ・ 三木市教職員危機管理ハンドブックを活用した研修に取り組み、教職員の危機対応能力の向上に努めました。
- ・ 市内の学校校区を 7 ブロックに別け、学校安全指導員（警察 OB）を配置し、学校園内及び学校園区内における園児、児童生徒及び教職員の安全確保を図りました。
- ・ スクールソーシャルワーカーを全ての中学校校区に配置し、家庭環境等に課題を抱える児童生徒の支援を行いました。
- ・ 避難訓練や交通安全教室等を実施し、発達段階に応じて、自ら身を守り、安全を確保しようとする能力の育成に努めました。
- ・ 各中学校校区において、定期的に総合防災訓練を実施する機会を設定し、災害時における教職員、児童生徒の災害対応能力の向上を図りました。
- ・ 保護者や地域の方と協働し、災害時の引き渡し訓練や避難所開設訓練、炊き出し訓練等を実施するとともに、消防署員等を講師に招いた放水訓練、防災・減災についての講演会の実施など、防災意識の高揚に努めました。
- ・ コロナ禍での学校の臨時休校期間における児童生徒の学びを保障するため、教職員がポスティングにより学習プリント等を家庭に配布するとともに、学校のホームページ上に、学習活動の参考資料を掲示し、学習機会の確保に努めました。また、定期的な電話連絡や学習課題配布時の家庭訪問などにより、学習状況や生活の様子把握に努めました。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 全ての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置することにより、課題のある家庭への働きかけや福祉関係機関等と学校との連携が円滑に進むようになりました。

(指標) スクールソーシャルワーカーの配置

区分(項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
配置人数	0人	2人	4人	6人	8人	8人

- ・ 男女各トイレにおいて、洋式便器が1つ以上設置されている県基準の整備率は、平成30年度に目標の100%を達成しました。

(指標) 学校校舎の洋式トイレの整備率

区分(項目)	実績値				目標値
	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	88.4%	89.5%	100.0%	100.0%	100%
中学校	84.4%	97.9%	100.0%	100.0%	100%

- ・ 防犯訓練又は危機管理ハンドブックに基づいた危機管理対応の校内研修などの実施校数は、平成30年度には目標値である全校で実施し、児童生徒や教職員の危機管理能力の向上を図ることができました。

(指標) 防犯訓練又は危機管理ハンドブックに基づいた危機管理対応の校内研修などの実施校数

区分(項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
実施校数	15校	16校	16校	25校	25校	25校

【課題と今後の方向性】

- ・ 就学援助事業や特別支援教育就学奨励事業については、学校を通じた案内チラシの配布、ホームページや広報への掲載等、今後も保護者への周知を図ります。
- ・ 学校校舎のトイレ洋式化は、県基準を満たしましたが、今後も引き続きトイレの洋式化を進め、子どもたちが快適に学校生活を送れるよう、学校

の衛生環境の改善に努めます。

- ・ 防災訓練は各校で複数回実施していますが、防犯訓練や防犯教室は全校で実施できていないことが課題です。防犯学習のプログラムを紹介するなど、全ての学校で防犯訓練や防犯教室が実施できるよう努めます。
- ・ 教職員の危機管理能力の向上を図るため、研修等を計画的に進めます。
- ・ 防災訓練のマネリ化を防ぐため、地域の実情や児童生徒の実態に応じた訓練の工夫や、各学校で作成している災害対応マニュアル等の見直しとともに、各校の実態に合わせた教員研修を実施していきます。
- ・ 児童生徒の実践的な対応能力の向上を図るため、児童生徒が自分自身で判断し、行動する場面を設定した訓練などに取り組む必要があります。
- ・ 阪神・淡路大震災を経験した教職員が減り、防災教育の形骸化が心配されていることから、阪神・淡路大震災の経験や教訓を語り継ぐ教職員研修を開催するとともに、災害発生時に主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成できる防災教育を行います。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等により臨時休校措置が講じられた場合に備え、オンライン授業をはじめとした教育環境の整備が急務となっています。

施策5 学校の教育環境の充実

【これまでの主な取組】

- ・ 平成28年度に、総合教育会議及び有識者、保護者、地域の方々と組織する「三木市学校環境あり方検討会議」（平成30年度からは「三木市学校再編検討会議」に改称）において、本市の学校の適正規模・配置について協議を行いました。
- ・ 今後の児童生徒数の推移を見据え、市全体で小中一貫教育を行う学校への再編について研究を進めるとともに、特に児童生徒数の減少が著しい学校については「喫緊の課題とする学校」として検討を進め、令和元年10月に「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」を策定しました。
- ・ 志染・緑が丘中学校区、吉川の小学校区、星陽・三木中学校区において、学校、保護者、地域の方々と組織する統合準備委員会を立ち上げ、円滑な統合に向けた準備を進めています。
- ・ これまで県内外合わせて13校の先進校視察を行うとともに、様々な教職員研修の機会に、小中一貫教育の意義や効果について説明し、教職員との共有を進めています。
- ・ 小規模となった学校では、児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導や、全体場で自己表現をする機会を設けるなど、一人一人の学習や活躍

を支援する小規模校ならではのよさを生かした取組を推進してきました。

- ・ 複数の小学校が合同で行う自然学校や、小学校と中学校の合同の運動会を実施するため、小学校間又は小・中学校間でインターネット会議システムを活用した事前学習や交流を行ったり、合同の校外学習や人権学習等を実施したりするなど、小規模校であっても、多様な意見や価値観に触れることができるよう取組を進めてきました。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 小規模校のデメリットを解消するためのインターネット会議システムの活用の実績については、ここ 5 年間ではほぼ増加がなく、システムを利用する教員の資質向上が課題として挙げられます。しかし、児童生徒用のタブレット端末の普及や新たなソフトウェアの導入により、これまでよりも手軽に活用できる環境が整ってきています。また、インターネットを活用することにより、児童生徒の移動を伴わずに他校との交流ができるため、市内の全校で活用が進むよう取り組んでいきます。
- ・ 他校との合同学習については、平成 27 年度から段階的に実施する小学校が増加しています。令和 2 年度からは、小中連携教育の一環として、小・中学校で合同の学習に取り組むだけではなく、同一の中学校区内の小学校同士での合同学習の取組を進めています。

(指標) 小規模校のデメリットを解消するためのインターネット会議システムの活用、合同学習を実施する学校数

区分 (項目)		実績値					目標値
		H27	H28	H29	H30	R1	R2
インターネット会議システム活用学校		0 校	2 校	2 校	3 校	3 校	8 校
合同学習実施校	小学校	4 校	5 校	5 校	6 校	7 校	7 校
	中学校	0 校	1 校	1 校	1 校	1 校	2 校

【課題と今後の方向性】

- ・ 「喫緊の課題とする学校」の再編については、円滑な統合ができるよう、各統合学校区における統合準備委員会で準備を進めていきます。
- ・ 統合した学校において、統合後も円滑に教育活動が展開できるよう、統合により学習環境が大きく変わる児童生徒の心のケアや、通学等における課題の把握や解消に向けた取組等、多面的な支援に取り組んでいきます。
- ・ 小規模となった学校では、一人一人の学習や活動を支援するきめ細かな

指導や、一人一人が自己表現をする場の充実等、小規模校ならではのよさを生かした取組を継続していきます。

- ・ インターネットの活用を通じた他校との交流等、多様な意見や価値観に触れる機会の充実に取り組んでいきます。
- ・ 小学校と中学校の施設が離れていても、教育内容を小学校と中学校で一貫させて行う小中一貫教育の導入に向けて、研究及び教職員の研修を進めていきます。
- ・ 今後の児童生徒数の推移を注視しながら、より高い効果が得られる学校教育のあり方についての研究に取り組んでいきます。

重点目標Ⅲ 人と人との繋がりを大切にする生涯学習を進めます

施策１ 人権尊重の文化に根ざしたまちづくりの推進

【これまでの主な取組】

- ・ 「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「市民じんけんの集い」や住民学習をはじめとする市民研修の充実を図り、人権教育・啓発を行いました。
- ・ 各組織・団体の人権学習活動等に対し、三木市人権・同和教育協議会が様々な支援を行うとともに、三木市人権・同和教育協議会 50 周年に当たる平成 30 年度には、記念式典やシンポジウム、市民人権劇の公演、各地区人権・同和教育推進協議会における記念事業の開催、記念誌の発行などにより、市民の人権意識の高揚を図りました。
- ・ 一人一人の人権が尊重されるまちをめざし、みんなが関心をもって市全体で差別をなくしていくため、インターネット上での差別書き込みの現状を周知し、差別解消に向けた取組の必要性を啓発するモニタリング事業を開始しました。
- ・ 「三木市子どものいじめ防止に関する条例」に基づき、いじめゼロのまちをめざし、相談業務や中学校での弁護士による出前授業、職員による出前講座などの充実を図り、いじめ防止の教育、啓発を行いました。
- ・ いじめの早期発見、早期解決を図るため、教育委員会が全小・中学校の訪問や生徒指導委員会への参加などにより、学校と教育委員会との連携を深めるとともに、いじめを未然に防ぐため、保護者や地域に向けて積極的にいじめ防止の啓発を行い、市全体で子どもたちを見守る体制づくりができました。

- ・ 市民の男女共同参画に関する理解を深めるとともに女性の就業等を支援するため、セミナーや講演会の開催、情報誌の発行、女性のための働き方セミナーやネットショップの開設講座等を行いました。
- ・ 女性が直面する様々な問題に対応するため、女性のための相談を実施するとともに、DVや離婚、ストーカー被害などの問題に対し、女性のための弁護士相談を実施しました。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 住民学習について、市立公民館を拠点に積極的な啓発を行い、「みつめよう わたしたちのまち」や「じんけん釣りゲーム」など、新たな手法を取り入れた「参加体験型学習」を実施しました。その結果、参加者からは「様々な意見が聞けてよかった。」「コミュニケーションの輪が広がる。」といった肯定的な感想が多く寄せられました。
- ・ 住民学習参加者数については、目標値を平成26年度並みの4,900人に設定しましたが、人口減少や高齢化の進展などにより、平成25年度の5,019人をピークに近年は減少傾向が続いています。

(指標) 住民学習に参加する市民の人数

区分 (項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
住民学習 参加者数	4,376人	4,531人	4,192人	4,198人	4,199人	4,900人

【課題と今後の方向性】

- ・ 住民学習の参加者が伸び悩んだ原因として、人口の減少と若い世代ほど参加率が低いことが挙げられます。20～79歳の人口は、ここ3年間で約1,600人減少している一方で、当該年齢区分の人口における住民学習参加者の割合は、平成29年度が7.16%、平成30年度が7.22%、令和元年度が7.31%と微増傾向にあります。これらのことを踏まえ、次期計画における指標設定については、見直しも含め検討する必要があります。
- ・ 平成28年度に実施した「三木市人権に関する市民意識調査」から、若い世代ほど住民学習への参加率が低いという傾向が見受けられます。住民学習の開催方法等に工夫を凝らし、より多くの方に学習機会を広げる取組を続けていきます。
- ・ いじめの相談件数が減少傾向にあるため、子ども、保護者、市民に身近な相談窓口として、引き続き周知に努め、今後も市民が一体となったいじ

め防止及び早期発見、早期解決に向けた取組を続けていきます。

- ・ 男女共同参画に関するセミナーや講演会等は、近年、リピーターが増加していること等により、参加者の増加に繋がっています。今後も講師の選定やセミナー等の内容を工夫し、参加者の増加に繋がるよう取り組んでいきます。
- ・ 男女共同参画に関する情報誌については、自治会回覧を行うことにより、多くの市民の方に読んでいただけるようになりました。内容について「よかった。」という声をいただくなど好評を得ています。今後も市民の男女共同参画に関する意識向上に繋がるよう、更なる内容の充実に努めます。

施策2 家庭及び地域の教育力の向上

【これまでの主な取組】

- ・ 家庭の教育力を高めるため、公民館では乳幼児学級や家庭教育学級を開催し、家庭の役割についての認識を深めるとともに、親子の絆を深める機会を提供するなど、子どもの健全育成を支援しました。
- ・ 親が親として成長するための学びの機会の提供として、家庭教育研修会や子育て実践力向上のための講演会、親子のふれあい事業の実施や親子の仲間づくりの推進など、家庭教育への支援に取り組みました。
- ・ 参加者のニーズに対応するため、公民館の生涯学習講座を土曜日や日曜日に開催し、より多くの家族の絆を深めるための親子行事や交流の場づくりなど、親子と地域の絆づくりの場を提供しました。
- ・ 地域の子どもは地域で守り育てるという機運や、地域の連帯感と教育力を高めることで、子どもたちが明るく生き生きと安全に生活することができる地域社会を築いてきました。その取組の一つとして、地域のボランティアである「人の目の垣根隊」（以下この章において「垣根隊」と表記）による児童生徒の登下校時の見守りを行いました。
- ・ 垣根隊に参画いただくため、年度初めに市内の幼稚園や認定こども園、小学校の保護者に募集案内を配布するとともに、関係団体や公共施設などにも協力依頼を行いました。
- ・ 垣根隊の活動をより効果的なものとするため、小学校区ごとの意見交換会を実施しました。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 垣根隊の会員数については、毎年、孫の卒業や高齢を理由に退会する方がある一方で、その活動趣旨に賛同し、新たなに会員として参画いただく

方もあり、目標値には及んでいませんが、全体数は微増しています。

(指標) 子どもの安全・安心を見守る地域のボランティア「人の目の垣根隊」の会員数

区分(項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人の目の垣根隊会員数	821 人	767 人	736 人	774 人	771 人	830 人

【課題と今後の方向性】

- ・ 「親子の絆」づくりや「地域の絆」づくりを行う上で、公民館が果たす役割は非常に大きいため、今後も土曜日や日曜日にイベントを開催するなど、参加者の拡大に向け、学習、交流、体験など、様々な形で実施できるよう取り組んでいく必要があります。
- ・ 小・中学校の統廃合にも配慮した地域間交流を視野に入れたイベントを実施する必要があります。
- ・ 垣根隊の活動において、継続して見守り活動を行っている会員は限られており、実働会員の減少と高齢化が課題となっているため、会員募集の方法等について工夫することが必要です。
- ・ 学校再編地区における垣根隊の活動方法について、十分な検討が必要です。
- ・ 垣根隊の意識向上や子ども達の安全と防犯に向けた取組を推進していきます。
- ・ 児童生徒の安全安心を見守る取組に関し、垣根隊会員の中でも多様な考え方があることから、垣根隊と学校間の意見交換会のみならず、学校、地域、PTAで行っている地区懇談会に垣根隊が参加し、意見交換ができる場を創出していく必要があります。

施策3 学びたいときに学べる環境の整備

【これまでの主な取組】

- ・ ライフサイクルに応じた生きがいの創造と、地域活動を推進する指導者や協力者を養成するため、高齢者大学、高齢者大学大学院を開校し、そこの学びや交流を通して、高齢者の生活がより豊かなものになりました。
- ・ 近年、高齢者大学、高齢者大学大学院の入学者数が減少傾向にあるため、オープンスクールを開催するなど、高齢者大学、高齢者大学大学院の積極的な広報を行い、その魅力を発信するとともに、実践に繋がる講座など、

学習内容の充実を図り、魅力あるプログラムづくりに努めました。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 少子高齢化の進展の中で、地域活動の担い手が減少する傾向があり、高齢者の学びについては、自己実現だけではなく、地域貢献や社会貢献の視点に立った地域活動への参加もありました。高齢者大学及び高齢者大学大学院では、「地域づくり」や「地域活動につながる体験」について学んだことをいかし、卒業生の研究グループが、市のまちづくりワークショップの一員に加わるなどの成果を収めています。

（指標）生涯学習講座参加人数及び高齢者大学・大学院学生数

区分 (項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
公民館生涯 学習講座の 参加人数	24,406 人	24,230 人	27,116 人	26,876 人	23,373 人	24,800 人
高齢者大 学・大学院 の学生数	237 人	229 人	194 人	177 人	178 人	230 人

【課題と今後の方向性】

- ・ 高齢者大学、高齢者大学大学院については、学生数が減少傾向にあるため、実践に繋がる講座など学習内容の充実や、各公民館の高齢者教室参加者への入学勧奨など、広報の充実を図り、新しいことを学ぶことの素晴らしさを伝えることにより、入学者の増加に努める必要があります。
- ・ 人生 100 年時代を迎え、高齢者大学大学生・大学院生の研究成果をいかすべく、市や地域に還元する仕組みを構築するとともに、再入学による学び直しの機会を提供していく必要があります。
- ・ 高齢者がこれまでの豊富な経験に加え、学習内容をいかし、地域活動のリーダーとなるような取組を推進する必要があります。

施策 4 地域に根ざした生涯学習と市民活動の活性化

【これまでの主な取組】

- ・ 公民館における学習機会の充実として、乳幼児学級や女性学級、高齢者教室など、ライフステージに応じた生涯学習講座を開催し、地域住民に学習と交流の機会を提供しました。また、各講座には人権の視点を取り入れ、

人権学習にも努めました。

- ・ 市民協議会と協働し、それぞれの地域の実情や課題について学び、「地域の課題は地域で解決する。」という機運を高めました。
- ・ 各地区人権・同和教育推進協議会等と連携して住民学習に取り組みました。特に、参加体験型の住民学習会は、実施地区のアンケート結果では「参加しやすい。」などの高評価を得ることができました。
- ・ 生涯学習及び地域の人材活用を推進するために、市民の多岐にわたる分野の学習要望と当該分野に精通した人材を結び付け、*みっきい生涯学習講師団事業を実施しました。この取組により、参加者の知識や教養が深まるとともに、交流の輪も広まり、指導者にとっては、学んだことを社会でいかす機会となり、学びへの意欲の向上に繋がりました。

*みっきい生涯学習講師団事業： 様々な知識や技能を持ち、それを地域社会に役立てたいと考えている方（個人又は団体）を講師として登録し、求めに応じ紹介、派遣することにより、生涯学習の進展や地域社会の活性化を図る事業。

【指標で見る取組の成果】

- ・ みっきい生涯学習講師団については、登録者が少ない分野もありますが、全体の講師数は、公民館利用者や各種団体に呼びかけを行ったことにより、早期に目標を達成することができました。

（指標）みっきい生涯学習講師団講師数

区分（項目）	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
みっきい生涯学習講師団講師数	53 人	61 人	64 人	63 人	73 人	65 人

【課題と今後の方向性】

- ・ 住民学習については、青年層や就労層などの若い世代が参加できる講座の開設や、地域リーダーの養成に取り組んでいく必要があります。
- ・ みっきい生涯学習講師団を利用する団体が固定化の傾向にあるため、本事業の一層のPRを行うとともに、高齢者大学をはじめ、各種団体等から人材を発掘することで、より多くの分野での講師の充実を図り、参加者の様々な学習ニーズに応えていく必要があります。

施策5 市民ニーズに対応した図書館の充実

【これまでの主な取組】

- ・ 乳幼児期から高齢者まですべての方の生涯学習を支援するため、市内はもとより全国の図書館と連携し、一人一人の資料要求に応えました。
- ・ *レファレンスサービスを充実するため、国立国会図書館レファレンス協同データベースに参加し、全国の図書館とレファレンス事例を共有することができました。
- ・ 活字が読みにくい方へのサービスを整備するため、平成 28 年度に開始した対面朗読サービスに続き、平成 29 年度には、図書の朗読音声を録音した「録音図書」の館内利用や、広報の点字版及び音声版の館内利用も開始しました。さらに、「手話で絵本の読み聞かせ」を手話通訳者の協力を得て行い、聴覚に障がいのある方への合理的配慮に努めるとともに、手話への関心も広げることができました。
- ・ 子どもたちへの読書環境を支援するため、学校への団体貸出や新着図書リストの配信を行いました。
- ・ 様々なニーズに対応した図書館活動を行うため、ボランティアグループなど、市民との協働により、おはなし会や人形劇、工作教室、歴史講座、企画展示などを開催しました。
- ・ 図書館の魅力をいち早く周知するため、図書館公式ツイッターの運用を開始し、新着資料やイベントなどの情報をタイムリーに発信しました。

*レファレンスサービス：図書館利用者に対し、その必要とする情報などを効率よく入手できるように援助する図書館職員によるサービスのこと。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 市民ニーズに対応した図書館活動を行い、市民一人一人の資料要求に確実に応えていくことで、最終年度を待つことなく概ね目標を達成することができました。また、平成 28 年度には、人口 6 万～8 万人未満の市区で、1 人当たりの貸出冊数が全国 2 位となりました。（『図書館年鑑 2018』/日本図書館協会による。）

(指標) 年間貸出冊数及び図書館利用者数

区分 (項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
市民一人当たりの年間貸出冊数	11.5 冊	12.4 冊	12 冊	12 冊	11.7 冊	12 冊
図書館利用者数	21 万人	24.8 万人	24.2 万人	24.1 万人	23.5 万人	22 万人

【課題と今後の方向性】

- ・ 図書館まで足を運ぶことができない方や、在住外国人の方などへの対応が必要です。郵送サービスや託送サービスの運用、電子書籍の導入、外国語書籍の充実などを行い、すべての人が利用できる図書館をめざして、さらなる合理的配慮に努めます。
- ・ 近年では貸出冊数や利用者数が減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染拡大防止対策による利用制限の影響もありますが、今後はインターネット等による予約システムの活用をさらに推進し、新しい本を取り揃えた魅力的な書架を保つことで、利用の増加に努めます。
- ・ すべての人が便利に利用できる図書館をめざし、さらなる利用者ニーズの把握と検証に努めます。

施策6 生きがいとうるおいを感じる文化の育成

【これまでの主な取組】

- ・ 平成 25 年 3 月に国の史跡に指定された「三木城跡及び付城跡・土塁」を市民の貴重な財産として保護するとともに、史跡として適正な保存や活用を行うため、平成 30 年 3 月に「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」を策定しました。
- ・ 平成 28 年 5 月にオープンしたみき歴史資料館を「みき歴史・美術の杜 みゅーじあむ」の中核施設として、堀光美術館や金物資料館と連携しながら、三木の歴史や文化について発信し、まちの賑わいづくりや地域の活性化を図りました。
- ・ 地域に伝わる伝統行事や伝統文化、史跡、文化財などに触れ、親しむ機会を提供するとともに、文化継承を担う次世代の人材育成に努めました。
- ・ 文化活動への参加支援として、三木市文化連盟をはじめとした文化・芸術団体の事業活動を支援するため、補助金を交付するとともに、活動成果の発表機会として、芸能祭や市民合唱祭、吹奏楽祭、さつき展、菊花展な

どを開催しました。

- ・ 創作活動の継続と意欲の向上を図るため、市民を対象とした「三木市展」や、園児から高校生までを対象とした「みなぎの書道展」などの公募展を開催しました。
- ・ 文化会館の指定管理者である文化振興財団と連携しながら、市民参加型事業の「三木第九演奏会」や「みき演劇セミナー」を継続して実施し、市民の文化芸術の普及、向上に努めました。
- ・ 生涯にわたって文化芸術を愛好する態度や心情を育むため、子どもたちが優れた舞台芸術や伝統文化に触れる機会を提供しました。
- ・ 本市の文化芸術の振興と普及を図るため、既存の文化芸術賞や文化芸術奨励賞に加え、令和元年度に文化芸術特別賞を新設し、その文化芸術活動が特に表彰に値すると認められる方を表彰し、その活動を広く周知しました。

【指標で見る取組の成果】

- ・ 堀光美術館及びみき歴史資料館の年間来館者数については、みき歴史資料館が開館した平成 28 年度は、その相乗効果もあり、美術館の入館者が増加しましたが、平成 29 年度以降は、いずれの施設の入館者も減少傾向となっています。

(指標) 堀光美術館及びみき歴史資料館の年間来館者数

区分 (項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
堀光美術館	9,497 人	10,583 人	9,637 人	6,759 人	7,622 人	15,000 人
みき歴史資料館	-	15,372 人	14,354 人	12,316 人	10,668 人	20,000 人

【課題と今後の方向性】

- ・ 堀光美術館及びみき歴史資料館については、より質の高い企画展やイベントの開催や三木市の歴史や美術に親しみを感じてもらえるような展示内容などについて工夫するとともに、「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」の年次計画に示されている各種事業を着実に実施することにより、来館者を増やしていく必要があります。
- ・ 市民の多様な文化活動を通じ、生涯にわたって文化芸術に親しむ心を育てる風土作りに努めていく必要があります。

- ・ 文化芸術施設においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、市民満足を得ることのできる公演の実施や作品の展示をどのように行っていくかが今後の課題となっています。

施策7 生きがいを実感できる生涯スポーツの振興

【これまでの主な取組】

- ・ 平成30年度にオリンピック・パラリンピックのホストタウンに登録し、次年度からの*ゴールドenspōtsイヤーズに向けて、市民のスポーツに対する興味・関心を大きく喚起し、全国、全世界に向けて三木市の存在を大きくアピールしました。
- ・ みっきいふれあいマラソンを開催し、「する・観る・支える」ことで、より多くの市民がスポーツに親しむことのできる機会を創出しました。
- ・ 様々な事情によりスポーツをしていない人も気軽に体を動かし、積極的にスポーツを楽しんでもらえるよう、スポーツ推進委員とともに、ふれあいスポーツデーやスナッグゴルフ大会を開催し、多くの市民が気軽にニュースポーツを楽しむ機会を創出しました。
- ・ 平成29年10月に「三木山総合公園総合体育館」がオープンし、市民の誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、各種スポーツ大会などが開催できる本市の新たなスポーツ拠点ができました。
- ・ 「ゴルフ」、「テニス」、「馬術競技」など、本市の特色をいかしたスポーツ文化を広くアピールし、市内外の人々の交流を図りました。

*ゴールドenspōtsイヤーズ：2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2021年のワールドマスターズゲーム2021関西と、3年連続日本で開催されるスポーツイベントの総称。新型コロナウイルス感染症の影響により、東京オリンピック・パラリンピックは2021年に、ワールドマスターズゲーム2021関西は、2022年に延期される予定。

【指標で見る取組の成果】

- ・ スポーツクラブ21においては、少子高齢化が進む中、各クラブの種目の情報提供や各クラブ間の交流事業などを行いました。加入者数は一進一退の状況であり、当初の目標を達成することが困難な状況となっています。

(指標) スポーツクラブ 21 加入状況及び交流事業参加者数

区分 (項目)	実績値					目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
スポーツクラブ 21 加入状況数	15,092 人	14,869 人	16,027 人	15,628 人	15,608 人	16,600 人
スポーツクラブ 21 交流事業参加者数	317 人	306 人	425 人	490 人	390 人	380 人

【課題と今後の方向性】

- ・ 「する・観る・支える」ことでスポーツの魅力や楽しさを広げ、生涯にわたってスポーツを楽しむことのできる環境を整えていく必要があります。
- ・ 人生 100 年時代を迎え、「みっきいふれあいマラソン」や「ふれあいスポーツデー」など、年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、多くの市民が参加できるスポーツイベントを開催し、気軽にスポーツに親しむことにより健康増進に繋げていく必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、市民の満足を得ることのできるスポーツイベントの実施や市民交流をどのように図っていくかが今後の課題となっています。

第4章 三木市の教育のめざす姿(第3期計画)

基本理念

「豊かな学びで未来を拓く」

これからの時代は、進行する少子高齢化やグローバル化など、激しい社会の変化に主体的に向き合い、多様な価値観の中から新たな価値を見出し、共に未来を切り拓いていく力が求められていることから、令和2年3月に策定した「第2期三木市教育大綱」ではその基本理念を「豊かな学びで未来を拓く」としました。

第3期三木市教育振興基本計画においても、この基本理念のもと、生涯にわたる豊かな学びを通じて、より充実した人生とよりよい社会を創造できる人材の育成をめざします。

基本方針Ⅰ 「未来を創る教育」を進めます

「未来を創るのは子どもたちである。子どもたちを創るのは教育である。つまり、教育は未来を創る。」という考えに基づき、子どもたちの教育を進めます。

1 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます

予測が困難と言われる未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、一人一人が自らの可能性を最大限に伸ばし、よりよい社会と豊かな人生を自ら創り出していくことが重要です。

そのためには、これからの社会を担う子どもたちに、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決をめざし、他者と協働しながら新たな価値を生み出していく力を身に付けることが必要です。

そこで、新しい時代に求められる資質・能力である「生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等」を、次の6つの施策に沿って育成します。

施策（１） 確かな学力の育成

今後の社会において、子どもたちが自立して活動し、自己実現していくためには、基礎的、基本的な知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力を身に付けさせることが求められています。

特に、本市の考える「未来を生き抜く力」となる「主体性」、「協働性」、「創造力」の育成には、「基礎的、基本的な知識や技能」の習得が必要です。また、本市の児童生徒の課題となっている活用力、論理的思考力を育成するためには、日常的に話し合い活動などを通じ、多様な考え方に幅広く触れ、それぞれの考え方を整理し、解決策を考えたり、新しい考え方を創造するような学習環境づくりが重要です。そのような学習環境をいかにして作り上げるかについて、取組や研究を進める必要があります。

教育委員会、学校、家庭が、子どもたちの学習状況や学力向上のための目標や課題について情報共有し、その学びを全力で支える教育を推進します。

① 基礎学力の定着と活用力・学びに向かう力の育成

「学びに向かう力」に必要となる、学習に自主的に取り組む姿勢や自己調整力、自己決定力を育成するため、子どもたちが学習教材の中から個々の理解度に応じて最適な教材を選択し、主体的に課題解決に取り組む「個別最適化学習」を進めます。

具体的には、タブレットドリル等のＩＣＴを活用するなど、児童生徒一人一人の学習課題に合った学びを提供し、基礎学力の定着と活用力の向上を促します。

また、すでに学習した知識や技能をもとに課題解決を図る協働学習を数多く設定するなど、多様な考え方を持つ他者との交流を充実させます。このような思考や判断、表現を伴う学習活動を通して、課題解決の喜びに繋げる価値観を生み出し、「学びに向かう力」の育成を図ります。

今後、小中一貫教育の推進における学力向上の取組として、小・中学校の９年間の繋がりのある指導に向け、新たに学校の枠を超えた研究グループを組織し、９年間を見通した教科ごとの学習計画を作成したり、指導方法を共同で研究したりするなど、これまで取り組んできた学力向上推進事業の取組の成果と課題をもとに、更なる確かな学力の育成についての研究と実践を進

めます。

学力向上のための教員の指導力向上をめざした「三木市学力向上サポート事業」が、令和３年度に全ての学校で実施済みとなるため、今後は、新たに市内共通のテーマを設定するなど、学力向上に向けた取組を進めます。

【数値目標】

(指標) 全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国との比較

区分(項目)	令和元年度(実績)	令和７年度(目標)
小学校６年生	－６％	＋１％
中学校３年生	－２％	＋３％

(全国学力・学習状況調査：小学校は６年生、中学校は３年生が対象)

(指標) 学校の授業時間以外に普段(月～金曜日)、小学生で１時間以上、中学生で２時間以上勉強している子どもの割合(学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む。)(全国学力・学習状況調査結果から)

区分(項目)	令和元年度(実績)	令和７年度(目標)
１時間以上勉強している小学生	72.3％	80％
２時間以上勉強している中学生	38.4％	50％

(全国学力・学習状況調査：小学校は６年生、中学校は３年生が対象)

② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

誰一人取り残すことのないよう、「個別最適化学習」による確実な基礎学力の定着に努めます。そして、身に付けた基礎学力をいかして課題を解決し、論理的思考力をいかに育成するかの授業づくりについて、研究を進め、研究成果を市内全体の教員の指導力向上に繋げることで、授業改善を推進します。

例えば、タブレット端末等のICT機器の効果的な活用例や新たに得た知識とすでに得た知識を関連づけて考える授業、グループ学習等を効果的に活用し、課題解決を図る協働学習などの研究など、市内各校における授業改善の取組成果を、他校の教職員が、日常の教育活動にいかせるよう、三木市教育系イントラネット内のデータベースで共有します。

また、論理的思考力を育成するためには、言語を通しての理解力が非常に重要であることから、読書活動による語彙力の育成など、言語力を高める取組を推進します。

さらに、少人数指導による学習指導や小学校における教科担任制の取組の

更なる推進など、学習形態を工夫して、きめ細やかな指導ができるよう努めます。

③ 基本的な学習習慣の確立

発達段階に応じて、着実に学習規律を身に付けさせるとともに、子どもたちが自ら学習環境を整えることができるよう、指導の充実を図ります。

また、基本的な学習習慣を確立させるため、反復学習の指導について工夫します。

さらに、「みきっ子家庭学習ガイド」（家庭学習啓発資料）や各校で作成している学習の手引きを活用するなど、学校と家庭とが連携して学習習慣及び生活習慣の改善を図る取組を推進します。

④ 放課後学習支援の充実

地域人材を活用した放課後の補充学習である「ひょうごがんばり学びタイム」を全校で実施し、少人数できめ細やかな学習指導を行うことはもとより、個々の児童生徒の理解度に応じた学習支援の充実を図ります。

⑤ グローバル人材を育成する教育の推進

グローバル化が進展する社会での活躍に向けて、子どもたちは、相手をより理解するための語学力やコミュニケーション能力の基礎を身に付けることが必要です。そのために、令和 3 年度以降も教育課程特例校の申請を行い、これまでの成果を基に新しい言語などを急速に吸収する児童期である小学校低学年から、「聞く」「話す」などの体験を中心とした英語教育に取り組み、豊かな国際感覚を育てます。教育課程特例校の指定を受けた英語教育の推進については、市内全体の小学校で特別な教育課程を編成していることから、全市的な取組として、研修部会と連携し、指導内容や指導方法、評価についての研究を推進します。

また、小学校、中学校ともに A L T を配置し、特別活動やモジュールの学習などにおいて英語学習と関連した内容を取り入れたり、給食や清掃の時間にも A L T と触れ合ったりするなど、学校生活全般においてネイティブの英語に親しむ機会の充実を図ります。

さらに、「小中連携・一貫教育」推進の取組と関連付け、小学校と中学校が連携を図り、9 年間を見通した「めざす子どもの姿」を小・中学校で共有し、外国語の授業改善や教員の指導力向上に向けた取組を更に推進します。

【数値目標】

(指標)「日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人に知ってもらいたいと思いますか。」という質問に「はい」と答えた子どもの割合（自国を尊重する態度の育成度合いを見る。）（全国学力・学習状況調査結果から）

区分（項目）	令和元年度（実績）	令和７年度（目標）
小学校６年生	49.4%	55%
中学校３年生	24.5%	30%

（全国学力・学習状況調査：小学校は６年生、中学校は３年生が対象）

(指標)「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思いますか。」という質問に「はい」と答えた子どもの割合（他国を尊重する態度の育成度合いを見る。）（全国学力・学習状況調査結果から）

区分（項目）	令和元年度（実績）	令和７年度（目標）
小学校６年生	45.7%	50%
中学校３年生	32.0%	40%

（全国学力・学習状況調査：小学校は６年生、中学校は３年生が対象）

⑥ 情報活用能力の育成

すべての学習の機会において、児童生徒が自ら学ぶ「能動的な学び手」として、１人１台のタブレット端末を主体的に活用し、学びを深め、広げることができるよう指導を行います。

そのために、日常的な学習用具として使用する ICT 機器を適切に活用できるよう、教職員の意識変革や技能の向上を図ります。

また、児童生徒が高度情報化社会に対応できる情報活用能力を身に付けられるよう、９年間に獲得すべき ICT スキルを学年ごとに示し、段階的かつ実践的に習得できるよう取組を行います。

今後、特に必要とされている家庭におけるタブレット等の ICT 機器を活用した学習の推進では、タブレット端末を適切かつ安全に活用するため、インターネット利用について学校と家庭との間で、ルールやマナーの共有が必要であることから、更なる家庭との連携を推進します。

【数値目標】

(指標) 普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、スマートフォンやコンピュータなどのICT機器を、勉強のために使っていますか。(1時間以上と回答した児童生徒の割合)(全国学力・学習状況調査結果から)

区分(項目)	令和3年度(実績)	令和7年度(目標)
小学校6年生	%	%
中学校3年生	%	%

(全国学力・学習状況調査:小学校は6年生、中学校は3年生が対象)

※ 上記のアンケートは、令和2年度の全国学力・学習状況調査から実施される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により当該調査が実施されなかったため、令和3年度の調査結果をもとに目標数値を設定します。

⑦ 小中一貫教育の推進

小中一貫教育においては、義務教育の9年間を通して児童生徒の資質・能力を育成します。教員がその担い手として主体的に授業づくりや指導方法の研究に取り組めるよう、研究者や実践者を招聘しての研修会や先進校への視察等、教員研修を計画的に実施します。

また、9年間で一貫した教育課程を編成して小中一貫教育を推進していくためには、その担い手である教員一人一人が、小学校及び中学校の教育内容や指導方法、子どもの学校での生活や学習理解の様子等について理解を深めた上で、9年間を見通した授業づくりに取り組んでいくことが必要です。

さらに、将来的な小学校と中学校間の「乗り入れ授業」の実施を見据える上でも、教員が異校種の学校(小学校の教員にとっては中学校、中学校の教員にとっては小学校)で交流研修や授業を行う経験を積み上げていくことが必要です。

そのため、令和3年度から新たに、教員の異校種の学校における交流研修及び授業を実施し、小中一貫教育推進の素地となる教員の資質や授業力の向上に努めます。

各中学校区においては、「小中連携三木モデル」をもとにしたこれまでの本市の小中連携教育の実践を基盤としながら、9年間を見通した「めざす子どもの姿」及び「育成をめざす資質・能力」を小・中学校で共有した上で、9年間の一貫したカリキュラムを作成し、小学校と中学校の施設が離れていても、教育内容を小学校と中学校で一貫して行う小中一貫教育の導入に向けた取組を進めます。

【数値目標】

(指標) 小中一貫教育の推進を見据え 9 年間を見通した授業づくり

区分(項目)	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
異校種の学校で交流研修や授業を行った教員数	0人	累計180人

※ 教員一人一人が、異校種の学校の教育内容や子どもの実態について理解を深めていくことが、小中一貫教育の中核となる9年間を通した教育課程の編成及び実施に繋がります。そのため、異校種の学校で交流研修や授業を行った教員数を、小中一貫教育の推進の指標として設定しています。

施策(2) 豊かな心の育成

これからの時代を生きる子どもたちには、社会を構成する主体である一人一人が、高い倫理観をもち、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し、協働しながら、よりよい方向を模索するために必要な資質、能力を備えることが求められています。子どもたちの発達段階、一人一人の個性、生活環境等に応じた教育機会を通じて、豊かな情操や道徳心を培うとともに、自他の生命の尊重、自己肯定感や自己有用感、人間関係を築く力、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度等を育成することが重要です。また、いじめが発生しない土壌づくりとなる、他者を思いやる心を育むことが大切です。

そのため、学級をはじめ学校生活全体の中で自らを大切にし、他の人も大切にすることが、自分自身の成長に繋がるということを実感できるような教育活動を進めます。

① 人権教育の推進

子どもたちが、その発達段階に応じ、人権の意義や内容、重要性について理解し、「人が人として大切にされ、人を人として大切にすること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動に繋がる人権教育を実践します。

具体的には、「三木市人権尊重のまちづくり条例」の理念のもと、「人権教育年間指導計画」をもとに、全教育活動を通して、「全ての人権が尊重される教育の場」を整え、組織的、計画的に取組を進めていきます。多様な体験活動を取り入れるなど、主体的で実践的な人権学習を進める指導方法を工夫し、自尊感情を高め、年齢や性別、障がい、文化などの多様な立場や違いを理解し、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成します。

また、これまで培ってきた同和教育の実践を次世代の教職員に伝える同和教育伝承講座の継続的な実施や、本市が作成した人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」の活用を通して、教職員の指導力、実践力の向上に努めるとともに、同和問題をはじめ、様々な人権課題に関する意識を高め、学校園における人権文化の構築を図ります。

② 道徳教育の充実

人間としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成するため、「特別の教科 道徳」の授業づくり、評価等の研究を進め、教職員の指導力向上を図ります。

また、「道徳教育年間指導計画」をもとに、「特別の教科 道徳」だけでなく、教育活動全体を通じて道徳教育に取り組む指導体制の充実を図ります。加えて、決まりを守る、思いやりの心を持つなど、学習した道徳的価値を実生活での行為に繋げる道徳的实践力を高めるため、家庭、地域との更なる連携を推進します。

【数値目標】

(指標) 自分には良いところがあると肯定的に回答した児童生徒の割合
(全国学力・学習状況調査結果から)

区分(項目)	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
小学校6年生	84.4%	87%
中学校3年生	74.6%	80%

(全国学力・学習状況調査：小学校は6年生、中学校は3年生が対象)

③ 生徒指導の充実

一人一人の児童生徒の内面理解に努めるとともに、教職員がチームとして、共通理解のもと、連携しながら的確な支援を行う生徒指導体制の充実を図ります。

また、どの発達段階においても子どもの良さを見付ける、褒める、認めるなど、子ども自身が自分を価値ある存在として自覚できるよう、発達の特徴を踏まえた指導の工夫を行い、自己肯定感や自己有用感を育成します。

問題行動等の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を図るため、生徒指導に係る教職員研修等を計画的に実施します。

各学校におけるいじめの未然防止への取組を徹底するための研修等の充実や、早期発見、早期対応に向け、積極的な認知と情報共有をもとにした組織

的な対応の徹底を促すとともに、子ども自身がいじめの解決に向けて主体的に行動できる力を育成します。

不登校問題については、学校に配置するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めた支援体制の充実を進めます。また、不登校の要因や背景が多様化、複雑化していることから、教育委員会に配置するスーパーカウンセラーや不登校対策指導員などが、各校の不登校対策委員会に参加し、原因の究明や対処方針の決定に参画し、必要に応じて心理や福祉、医療等の専門家の協力を得るなど、関係機関と連携した対応を進めます。

また、*別室登校や部分登校、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保し、学校生活への目的意識を高める取組を推進します。

*別室登校： 在籍する学級の教室ではなく、個別で学習できる教室への登校。

④ 多文化共生教育の推進

全ての子どもたちが、国籍や民族等の違いを認め合い、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を育むため、異なる文化、生活習慣、価値観に対する理解を図り、共に生きようとする意欲や態度を育成します。

加えて、異なる文化や価値観への理解を深め、国際的な視野に立ち行動する資質や日本人としてのアイデンティティを育成します。

また、昨今、増加傾向にある外国人児童生徒の自尊感情の高揚と自己実現を図るため、母語を話せる子ども多文化共生サポーターや日本語指導支援員を派遣し、心の安定や学習支援を図ります。

⑤ ふるさと教育の充実

グローバル化が進む時代であるからこそ、自分を育てくれたふるさとの自然や人、伝統、文化を大切にしながら、自らの言葉で「ふるさとの魅力」を語り、伝えることのできる人材の育成が求められています。

ふるさと三木を愛し、ふるさとに誇りを持つ心を育て、地域の一員としての自覚を高めるため、地域の資源を活用した自然体験学習や金物ふれあい体験学習、三木市歌や三木音頭の学習などを通して、我がまち三木市の人、もの、文化等についての理解を深めるふるさと教育を推進します。

⑥ 体験的学習活動の充実

持続可能な社会の担い手として、規範意識や生命を大切にする心など、豊かな人間性や社会性を身に付けるため、自然学校やトライやる・ウィーク等

の自然、社会及び芸術文化に触れる体験、地域の人々との関わりを通じて、児童生徒の発達段階に応じた体系的な体験活動の充実を図ります。

⑦ 防災教育の推進

「学校安全計画」「防災計画（災害対応マニュアル）」「三木市教職員危機管理ハンドブック」等を活用し、災害に備え、自らの命を守ることや互いに助け合うことの大切さを考える防災・安全教育を推進します。

また、教育活動全体の中で子どもたちの危機察知や危機回避の能力を育成するとともに、学校・家庭・地域との連携強化と実践的な地域総合防災訓練の充実を図ります。

施策（３） 健やかな体の育成

生活環境が急激に変化する社会において、子どもたちが、生涯にわたって活力を持って創造的に活動していくためには、スポーツに親しみ、継続的に運動に関わろうとする資質、能力とともに、健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが重要です。

そこで、心身の調和的発達をめざした取組を進めていきます。

① 体力・運動能力向上の推進

全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、生涯を通じ、継続して運動に取り組むことができる資質・能力の育成を図ります。

小学校で実施している兵庫県の体力アップサポーター派遣事業を継続して活用し、専門性のある指導者を招き、児童の運動への興味、関心を高めるとともに、教職員の指導力の向上を図ります。

また、運動部活動については、部活動指導員、部活動指導補助員を配置できるように、人材の確保に努めるとともに、適切な休養等による安全の確保、生徒の自主性の尊重等に留意しつつ、技術、能力の向上とともに、望ましい人間関係の育成をめざします。

【数値目標】

(指標) 運動が好きと答えた児童生徒の割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から)

区分 (項目)	令和元年度 (実績)	令和 7 年度 (目標)
小学校 5 年生男子	94.6%	95%
小学校 5 年生女子	84.1%	90%
中学校 2 年生男子	87.9%	90%
中学校 2 年生女子	78.1%	85%

(全国体力・運動能力、運動習慣等調査：小学校は 5 年生、中学校は 2 年生が対象)

(指標) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の全国平均を 100 とした指数との比較

区分 (項目)	令和元年度 (実績)	令和 7 年度 (目標)
小学校 5 年生男子	99.7	100
小学校 5 年生女子	99.6	100
中学校 2 年生男子	91.9	100
中学校 2 年生女子	94.9	100

(全国体力・運動能力、運動習慣等調査：小学校は 5 年生、中学校は 2 年生が対象)

② 食育の推進

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、「食に関する指導の全体計画」に沿って教育活動全体を通じた組織的、計画的な食育を推進します。また、学校だけでなく、家庭への情報提供や地域の協力を得た体験活動を実施するなど、家庭や地域と連携した取組を一層推進していきます。

学校給食においては、PTA と連携した献立検討委員会を開催し、多彩なテーマの献立や行事食、季節食などを取り入れた「生きた教材」となるような献立を工夫します。また、食材は、地産地消を推進し、郷土に対する愛着や理解を深めるよう努めます。

③ 健康教育の充実

生涯を通じて健康的な生活を送るために必要な力を育成するとともに、多様化、深刻化している心身の健康課題を解決するため、家庭や地域、関係機

関と連携し、子どもたちや地域の実態に応じた学校保健委員会を開催し、学校保健活動の活性化を図ります。

また、生涯を通じて自らの健康を守るための能力を身に付けさせるため、薬物や喫煙、飲酒に関する指導を行います。

さらに、コロナ禍での経験をいかし、感染症に関する理解を深めるなど、健康教育の推進を図ります。

④ 安全教育の推進

防犯、交通安全など、日常生活における安全確保のために必要な知識、能力を実践的に理解し、子どもたちが自らの安全を守ることができるよう、安全教育を推進します。

特に防犯訓練については、全ての学校で実施できるよう努めます。

施策（４） 特別支援教育の推進

学校園・幼児児童生徒の状況に対応した教育環境整備を進めながら、一人一人の子どもの特性や発達の段階に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を育成します。

① 適切な指導及び必要な支援の実施

障がいのある幼児、児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、自立と社会参加に向けて、適切な指導や必要な支援を受けられる体制の充実に図り、一人一人の教育的ニーズに応じた柔軟な仕組みづくりを進めます。

【数値目標】

（指標）特別支援教育での個別の指導計画及び教育支援計画の作成状況

区分（項目）	令和元年度（実績）	令和７年度（目標）
指導計画	100%	100%
支援計画	83.3%	90%

② 認め合い、支え合う特別支援教育の推進

全員参加型の社会の基盤となる障がい者理解に関する学習、交流及び共同学習を通して、互いを認め合い、支え合う豊かな人間関係づくりに努めます。

施策（５） キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進

変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現するためには、一人一人が自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能、技術を主体的に身に付けることが一層重要となります。

このため、学ぶことや働くことの大切さに気付くことができるよう、小・中学校 9 年間を見通した「全体計画」、「年間指導計画」を作成し、各発達段階において体系的、系統的なキャリア教育を推進します。

① 社会的自立に必要な力の育成

特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、やり遂げる体験や役割貢献などを通して、自己管理能力、人間関係形成能力等の社会的自立の基盤となる力を育成します。

② 社会に触れる機会の充実

体験的な職業調べや職場訪問、トライやる・ウィーク、*トライやるアクションなどの活動を推進し、働くことの大切さや社会参画に必要な態度や能力を育成します。

*トライやるアクション： 中学 1～3 年生が、地域の既存の行事等に参加し、運営補助等の体験活動を行うこと。

③ 進路指導の充実

通学区域や高等学校の特色等の適切な情報を提供するなど、計画的な進路相談を通して、個々の適性を踏まえ、主体的に進路を選択し、決定できる能力や態度を育成します。

【数値目標】

（指標）将来の夢や目標を持っているという問いに、肯定的に回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査結果から）

区分（項目）	令和元年度（実績）	令和 7 年度（目標）
小学校 6 年生	87.6%	90%
中学校 3 年生	71.2%	75%

（全国学力・学習状況調査：小学校は 6 年生、中学校は 3 年生が対象）

施策（６） 就学前教育・保育の充実

子どもたちの健全な心身の発達を図り、人間としてよりよく生きるための基礎を培うため、就学前保育・教育の充実に努めます。

これまで併存していた幼稚園と保育所については、その両機能を合わせ持つ幼保連携型認定こども園に集約し、就学前教育・保育を推進します。

① 一人一人の特性に応じた質の高い就学前教育・保育の推進

子ども一人一人の発達の特性に応じた質の高い教育及び保育を実施していくため、「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」を活用し、遊びや生活の中で総合的な教育・保育を行うとともに、本市独自の条例に基づく第三者による評価及び監査を実施していきます。

② 多様な教育・保育ニーズへの対応

核家族や夫婦共働きなど、保護者の多様な就労形態に対応した延長保育や一時預かり事業などの教育・保育時間の弾力化に努めます。

また、子育て支援に関する利用者のニーズを把握し、相談等を行うため、市に配置している「子育て支援コーディネーター」をはじめ、各関係機関が連携し、保護者への相談やサポートを行うことで、子育てに自信と喜びを持てるよう支援の充実を図ります。

さらに、子どもたちが集団生活での遊びを通して、人と関わる力、規範意識を育てるとともに、３歳以上の園児については、より集団意識を高め、心身の豊かな成長に繋げることができるよう、希望するすべての園児を受け入れることのできる体制づくりに努めます。

依然として、希望する就学前教育・保育施設への入園を待つ児童があることから、合同就職説明会や大学、高等学校との連携を図りながら、就学資金貸与制度、保育教諭人材確保事業を活用し、質の高い保育教諭の確保に努めていきます。

【数値目標】

(指標) 就学前教育・保育施設で希望する園への入園を待つ児童数

区分(項目)	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
希望する園への入園を待つ児童数	106人	0人

(人数は10月1日現在のもの)

※ 入園待ちの児童については、国の定義では、「園を選択しない中で入園できない」児童を待機児童としていますが、本市においては、特定の園への入園を希望する中で、入園できない児童を「希望する園への入園を待つ児童数」とし、数値目標を設定しています。

③ 地域連携の充実

幼稚園、保育所及び認定こども園と老人クラブなどの地域の団体や関係施設と連携し、花植えや昔遊びなどを通して地域の方々との交流を深めます。

また、積極的に園外に出掛ける中で、その地域ならではの自然や施設、文化に親しみ、三木のまちに愛着を持てるよう働きかけます。

④ 小学校教育との円滑な接続

認定こども園等の就学前教育・保育施設と交流する小学校を定め、小学校教育との接続を円滑で効果的なものとするための取組を推進するとともに、それぞれの指導者間での共通理解と情報交換を行います。

また、必要に応じて入学前の保護者及び園児と面談を行い、就学に向けたスムーズな小学校への就学を推進します。

⑤ 在宅児童の保護者に対する家庭支援

各就学前教育・保育施設において、在宅児童の保護者が安心して子育て相談や交流ができる機会や、在宅児童と保護者が安心して遊べ、交流を広げる場を提供します。

また、児童センターや児童館においても、遊びを中心とした子どもや保護者同士の交流をはじめ、保護者がリフレッシュする機会、育児やしつけ、心身の発達など、子育てに関する様々な疑問や悩みなどを相談できる機会を提供します。

2 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます

子どもたちの豊かな学びを実現するには、学校での安全で安心な学習環境を整備するとともに、子どもたちの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力や子どもを見守り、支える地域の教育力との連携・協働体制の構築が必要です。

また、子どもたち一人一人のニーズに合わせた教育を行うことができるよう、教職員の資質、能力の向上や、専門性をいかして課題に対応できる学校園の組織力の強化が求められます。

そこで、次の4つの施策に沿って、子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます。

施策（１） 教育環境の整備と充実

子どもたちが安心して学校園生活を送るため、安全で快適な環境整備を図るとともに、子どもたちを支える関係機関が連携し、質の高い切れ目のない支援体制を整備します。

① 学習機会の保障

経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の学習機会を保障するため、学校生活に必要な経費の一部を援助する就学援助事業を実施します。

また、障がいのある児童生徒の就学を奨励するため、特別支援学級に在籍する児童生徒について、特別支援教育就学奨励事業を実施します。

さらに、経済的な理由により、高等学校、大学、専修学校等の学資の支弁が困難な家庭の生徒や学生に対し、市独自の奨学金を給付することにより、誰もが等しく勉学に励むことができる環境を支援します。

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休校措置により明らかになった課題を踏まえ、児童生徒の学びを保障するため、GIGA スクール構想により導入された1人1台のタブレット端末を活用した個別最適化学習や、オンライン学習等が行える教育環境の整備について研究を進めます。

② 安全で快適な教育環境整備の推進

学校施設の老朽化や多様な学習形態に対応するため、学校施設の整備を推進し、安全で快適な教育環境をめざします。

学校校舎のトイレの洋式化については、男女各トイレにおいて、洋式便器が1つ以上設置されているという県基準の整備率は、平成30年度に100%

に達しましたが、さらに児童生徒が安心して使用できるトイレの整備を進め、学習に集中できる環境づくりを推進するため、学校トイレの洋式化を重点として取り組みます。

【数値目標】

(指標) 学校トイレの洋式化

区分(項目)	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
洋式化率(便器数)	50.9%	70%

③ 特別な支援を要する子どもたちに対する切れ目のない支援

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を活用するなど、校園長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とした校園内支援体制を構築します。

また、特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、更なる支援に向けて、特別支援教育指導補助員等の人材確保に努めます。

就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、幼稚園や認定こども園と小学校又は小学校と中学校における異校種間連携や保護者、保健、福祉、医療、労働等の関係機関との連携、また、特別支援学校のセンター的機能を活用した連携などの充実を図ります。

④ 学校再編の推進

「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」(令和元年10月3日策定(令和2年2月18日・令和3年1月20日一部改定))に基づいて進めている「喫緊の課題とする学校」の再編については、子どもたちが円滑に学校生活を送ることができるよう、保護者、地域及び学校と協力しながら、確実に準備を進めます。また、統合後においても、様々な環境の変化に伴う子どもたちの心の動きに適切に対応できるよう、保護者、地域及び学校と協力し、見守りやカウンセラーによる支援等に継続して取り組みます。

クラス替えができない学年がある小規模校や、複式学級を編成する過小規模校については、引き続き小規模のメリットを生かした教育を行います。また、合同による校外学習やタブレット端末を最大限に活用した他校との合同学習等、多様な他者との協働を創出する工夫を行います。小規模の学校の今後のあり方については、引き続き検討していきます。

本市の学校の将来像として示している施設一体型の小中一貫教育を行う学校への再編については、ふるさとに根ざした魅力と特色ある教育内容、地域との協働、特認校制度、コミュニティ・スクール等のソフト面や、用地の確保、施設の設計及び建設等のハード面の研究及び検討を進めます。小学校の統合を進めてもなお小規模であるという課題が残る吉川地区の学校については、スケジュールを作成して施設一体型の小中一貫教育を行う学校の設置に向けた取組を進めます。

⑤ 就学前教育・保育の一体化

「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」に基づき、市内の公立・民間就学前教育・保育施設の保育者を対象とした「保育者研修」で具体的かつ多面的に教育・保育内容について学び、保育者の質の向上をめざします。

施策（２） 学校、家庭、地域が連携した教育の推進

保護者や地域住民が、子どものため、自分たちの手で学校をより良くしていかうとする当事者意識の醸成を通じて、教育目標や学校、地域の課題を共有し、学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちの成長を支える教育を推進します。

また、保護者が子育ての不安や問題を抱え、孤立することがないように、相談体制の充実を図るとともに、家庭教育の重要性を啓発したり、親子で共に成長できる学びの機会を提供したりするなど、家庭の教育力を高める取組を一層進めます。

さらに、子どもたちの生きる力は、学校だけで育めるものではなく、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれることから、地域社会との繋がりや大人との関わりを通して、心豊かに成長できるよう、多様な地域人材が子どもたちに関わるができる機会の確保に努めます。

① 「地域とともにある学校園づくり」の推進

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、学校、家庭、地域が連携、協働した「地域とともにある学校園づくり」を進めることが必要です。

子どもを守るボランティア「人の目の垣根隊」の活動や、青少年補導委員活動をより充実させることにより、「地域の子どもは地域で守り育てる」という機運や連帯感を築くとともに、青少年の健全育成と非行の防止を推進します。

「地域とともにある学校園づくり」を進めるためには、学校と地域が力を合わせることによって、互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子どもたちの成長を支えていく学校づくり、地域コミュニティづくりを進めていくことが必要であることから、そのための有効なツールとなるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向けた取組を進めます。

【数値目標】

（指標）コミュニティ・スクールの導入

区分（項目）	令和元年度（実績）	令和7年度（目標）
コミュニティ・スクールの導入	0	3 中学校区

② 家庭の教育力の向上

親同士の繋がり、親と子の繋がりを作り、親子が共に成長できる機会や、子どもたちに基本的な生活習慣、自立心、思いやり、社会的なマナーなどの生活の基礎を育むことができるよう、親が親として成長するための学びを支援する機会を提供します。

また、家庭教育・保育の重要性を啓発し、家庭の教育力を向上させます。

③ 子育てに不安を抱える家庭への支援

教育委員会と子育て支援、健康福祉を担う部局が連携した相談体制を設け、子育ての不安を抱える保護者に寄り添った支援を行います。また、不登校、集団不適応等、子どもや保護者の相談、支援に当たる指導員の確保等、支援体制の充実を図ります。

施策（3） 教職員の資質・能力の向上

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教育に直接携わる教職員の資質、能力の向上が何より大切です。そのために、各学校における人材育成の充実、それぞれのキャリアステージに応じた計画的な研修体制の確立を図ります。

また、教職員及び学校園への信頼を失墜させる体罰や非違行為の根絶に努めます。

あわせて、学校園の業務改善を推進し、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、活気と情熱にあふれる教育活動を展開します。

① 教職員の資質と実践的指導力の向上

教育現場での実践を、全教職員の資質や指導力の向上に繋げることができるよう、職場内で教職員自らが講師となったり、グループで研究を進めたりすることを推奨し、お互いに切磋琢磨できる環境を整え、すべての世代の教職員の資質の向上に努めます。

特に、若年層の教職員の割合が高くなっているため、OJTを活用するなど、組織的に若年層の指導を行っていきます。

また、本市における学びの拠点である教育センターでは、教育に関する研究や調査、研修などを数多く実施しています。教育センターが実施する人間力、学校力、授業力の向上をめざす専門研修講座の講座内容を、出前研修やWebによる動画のライブ配信、オンデマンド配信等、受講希望者のニーズや要望を踏まえながら充実させます。あわせて、人権尊重のまちづくりに貢献する指導力、実践力を高める人権研修、教職員が主体的に資質向上及び教育の振興に資することを目的とした教育センター研究員制度を実施します。

【数値目標】

(指標) 先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う。(「当てはまる」と「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合)(全国学力・学習状況調査結果から)

区分(項目)	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
小学校6年生	85.3%	90%
中学校3年生	77.9%	85%

(全国学力・学習状況調査：小学校は6年生、中学校は3年生が対象)

(指標) 先生は、国語の授業で、自分のできているところや改善できそうなところがどこか教えてくれる。(「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合)(全国学力・学習状況調査結果から)

区分(項目)	令和3年度(実績)	令和7年度(目標)
小学校6年生	%	%
中学校3年生	%	%

(全国学力・学習状況調査：小学校は6年生、中学校は3年生が対象)

(指標) 先生は、算数(数学)の授業で、自分のできているところや改善できそうなところがどこか教えてくれる。(「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合)(全国学力・学習状況調査結果から)

区分(項目)	令和3年度(実績)	令和7年度(目標)
小学校6年生	%	%
中学校3年生	%	%

(全国学力・学習状況調査：小学校は6年生、中学校は3年生が対象)

※ 上記の「国語」、「算数(数学)」の指標は、令和2年度の全国学力・学習状況調査から実施される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により当該調査が実施されなかったため、令和3年度の調査結果をもとに目標数値を設定します。

② 教職員の働き方改革の推進

増加・多様化する職務の中で、ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら、教職員の心身の健康を保持するため、学校園全体の勤務時間の適正化に向けた取組を推進します。

勤務時間管理の徹底を図り、教職員の勤務実態の把握及び指導を行い、タイムマネジメント意識の高揚を図ります。

また、子どもと向き合う時間を確保するため、校務支援ソフトやプリント作成ソフト等、ICTを活用して業務の効率化を図るとともに、地域の人材や専門性を持った外部人材の積極的な活用の推進、「定時退勤日」「ノー部活デー」「ノー会議デー」の実施の継続、活動のねらいや内容、配当時間等の見直しによる学校園行事の精選を進めます。

あわせて、学校閉庁や留守番応答電話の活用など、業務改善の取組を積極的に広報することで、地域や保護者の理解を求めながら、教職員の働き方改革を進めます。

施策(4) 学校園の組織力の強化

これからの時代に求められる資質、能力を育む教育課程の実現や、子どもたちの多様な課題に適切に対応するため、校園長のリーダーシップのもと、教職員相互の協力・協働体制を確立し、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校園の運営体制を構築していきます。

そのため、管理職の組織マネジメント力の強化、次代を担う時期リーダーの育成、教職員一人一人の力を組織的で機動的にいかす職場づくりに努めます。

① 管理職の組織マネジメント力の強化とミドルリーダーの育成

管理職の研修会や校長面談等の機会を活用し、学校教育目標の達成に向けた基盤づくり、チームで職務を担う体制づくりに関する研修や指導助言を行うなど、「兵庫県管理職資質向上指標」に沿って、組織マネジメント力の強化を図ります。

また、次世代のリーダーを養成する学校経営研修講座の開催や、国などが主催する次期リーダー育成研修への積極的な推薦を通して、今後の学校運営や教育活動の中核的役割を担う教職員を計画的に育成します。

② 教職員相互の協力・協働体制づくりの推進

複雑化、多様化しているいじめ、不登校等の子どもたちを取り巻く課題に対して、管理職のリーダーシップのもと、専門性を持つ多様な人材（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育指導補助員等）を組織的に活用できるよう、教職員相互の協力体制づくりを推進します。

また、教職員相互の信頼関係を築き、一人一人の力を組織的、かつ機動的にいかしていく協働体制を確立するため、ハラスメントに関する研修の充実、ストレスチェックなどのメンタルヘルスへの対応を進め、風通しの良い職場づくりを推進します。

基本方針Ⅱ 「生涯にわたる学び」を支えます

「人生 100 年時代」を迎え、すべての市民が、自らの生きがいの実現に向けて、生き生きと学ぶ「生涯にわたる学びを支えるまち」を推進します。

1 豊かな人生を応援します

人口減少や高齢化、グローバル化など急速な社会経済環境の変化に対応するため、市民一人一人がその生涯を通じて、必要な知識や技能を学び、それらを活用して、知的・人的ネットワークを構築するとともに、学んだ成果を社会に還元し、社会全体の教育力の向上に貢献していくことが、持続可能な地域社会を構築していく上で重要です。

そのために、市民一人一人の生涯学習の機会の充実を図り、その学習成果をまちづくりや地域課題の解決にいかすための仕組みづくりを進めます。

また、今日、国内外において人権尊重をめざした取組が大きく前進し、多くの人々に人権意識が広く普及してきました。しかしながら、急激な社会構造の変化に伴い、人権課題はますます多様化、複雑化しています。

これらを解決するためには、市民と行政が互いに連携し、一人一人が自己実現に向けて生きる喜びを実感できる人権尊重のまちづくりをこれまで以上に進めていくことが重要です。

そのために、地域の多様な人材や資源をいかして、市民が主体となって人権課題を解決できる教育を進めます。

施策（１） 人権教育の推進

「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市民一人一人が尊重され、差別のない社会を築いていくため、人権教育・啓発をさらに推進していきます。具体的な取組として、市民じんけんの集いや住民学習をはじめとする市民研修の充実を図るとともに、公民館を人権教育推進の拠点とし、地域住民のコミュニケーションを大切にする人権教育・啓発の充実を図っていきます。

さらに、平成 29 年度に策定した「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」、「三木市男女共同参画プラン」に基づき、市民と行政が協働して、人権尊重のまちづくりに取り組んでいきます。

① 人権教育・啓発の充実

住民学習は、市民参加体験型の住民学習を推進し、若年層も含めた幅広い年代の市民が気軽に参加できるような学習内容を企画します。参加者が集まって学習する従来の学習形態にとらわれず、新型コロナウイルス感染症対策としての新しい生活様式を取り入れながら開催方法を工夫します。

また、市民じんけんの集い、人権フォーラム、同和教育セミナーなどを開催するとともに、三木市人権・同和教育協議会との連携を強化し、若年層の人権意識の高揚に努めます。

【数値目標】

(指標) 住民学習参加者の年代別の参加率

区分(項目)	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
20歳以上の人口に対する20歳以上の参加者の参加率	6.47%	7%
若年層(20歳以上～39歳以下)の人口に対する若年層の参加者の参加率	1.23%	2.2%

(人口は各年度3月31日現在)

② いじめ防止の推進

いじめを未然に防ぐため、教職員、保護者や地域に向けて、子どもいじめ防止センターだより、ホームページ等による啓発の充実を図ります。また、相談員によるいじめ防止対策出前講座等を積極的に開催し、市民の人権意識の高揚に努めます。子どもいじめ防止センターは、学校、教育委員会と連携を強化しながら市全体で子どもたちを見守る体制づくりに努めます。

③ 虐待防止の推進

虐待防止に向けて、人権啓発冊子や人権研修で虐待をテーマとして取り上げることにより、市民に対する教育及び啓発を行います。

また、みきっ子未来応援協議会の要保護児童部会やDV対策連携会議を開催し、学校、地域、行政が連携し、虐待を早期発見できる体制の充実を図ります。

④ 男女共同参画の推進

男女が共に責任を担い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会は、男

性にとっても生活しやすい社会であるということの理解を深めるため、男女共同参画セミナーや公民館出前講座などを実施します。

施策（２） よりよく生きるための学びの充実

人生 100 年時代を迎え、すべての市民が様々な学びの機会を得ることで、人生を豊かにし、生き生きと学びながら互いに尊重し合って生きていくことは、活力ある地域をつくり、市民が生涯を通じて知識や技能を習得し、それを活用することで新たな人生に可能性を広げ、さらに人生を豊かにしていきます。

そのためには、「いつでも、学びたいときに、何度でも学べる」生涯学習の環境整備を進めることが重要になってきます。

学習のニーズ、ライフステージに応じた学習機会の提供や地域課題に対応した講座の開催など、生きがいに繋がる学びを支援することにより、地域リーダーの育成を図り、持続可能な地域づくりの担い手の養成に繋げていきます。

① ライフステージに対応した多様な学びの機会の提供

公民館における生涯学習講座や、高齢者大学、高齢者大学大学院での学びの機会を提供することにより、それぞれのライフステージやライフサイクルに応じた生きがいづくりを支援します。

高齢者大学、高齢者大学大学院については、学生数が減少傾向にあるため、実践に繋がる講座など学習内容の充実や、各公民館の高齢者教室参加者への入学勧奨など、広報の充実を図り、新しいことを学ぶことの素晴らしさを伝えることにより、入学者の増加に努めます。

また、大学等と連携した高度な学習講座や、「みっきい生涯学習講師団」事業の積極的な活用を図ることにより、市民に学びの機会を提供し、生涯学習活動を支援していきます。

【数値目標】

（指標）高齢者大学・大学院の学生数及びみっきい生涯学習講師団の利用件数

区分（項目）	令和元年度（実績）	令和 7 年度（目標）
高齢者大学・大学院の学生数	178 人	180 人
みっきい生涯学習講師団の利用件数	61 件	70 件

※ 高齢者の人口については、数年は増加傾向が続きますが、今後、定年の延長等により退職年齢が伸びることを想定し、高齢者大学・大学院の学生数の目標数値を設定しているため、大幅な増加は見込めない状況です。

② 公民館を核とした生涯学習活動の推進

公民館では、充実した各種生涯学習講座の提供と自主学習グループへの支援を行います。また、生涯学習講座やイベントなどを通じて、住民間や世代間、地域間の交流を促進し、学び、ひとつづくり、まちづくりの拠点としての機能を充実します。また、市内小・中学校の統廃合が進むことから、新しい学区を見据えた地域間交流も進めていきます。

【数値目標】

(指標) 生涯学習講座の参加人数

区分(項目)	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
公民館主催学習講座の参加人数	23,373人 ※	25,000人

※ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため実施期間を約2か月短縮しました。

※ 高齢者の人口については、数年は増加傾向が続きますが、今後、定年の延長等により退職年齢が伸びることを想定し、目標数値を設定しているため、大幅な増加は見込めない状況です。

③ 地域の未来を担う人づくりと地域課題の解決に向けた支援

公民館と市民協議会が連携し、地域の実情や課題について、「地域の課題は地域で解決する。」という機運を醸成し、住民主体のまちづくりを進めます。

今後ますます少子高齢化が進んでいくことから、住民自身が望む理想的な地域づくりを実現するため、地域住民ができることから、人づくりや住民同士の繋がりづくりを公民館が地域の拠点となり進めていきます。

また、高齢者大学や大学院、公民館の生涯学習講座で学んだ人が、地域リーダーやまちづくりの担い手、生涯学習講座の指導者として、その学習の成果を地域社会のために適切にいかすことのできる取組を推進します。

④ 市民ニーズに対応した図書館の充実

すべての市民が自ら学び、健康で文化的な生活ができるよう、多様なニーズに配慮した誰もが利用しやすい図書館をめざします。

ア 図書館サービスの充実

資料やレファレンス（調査・相談）の充実により、乳幼児から高齢者まで、すべての市民が便利に利用できる図書館の運営を行います。郵送サービスや宅配サービスなど、図書館に足を運ぶことが困難な方へのサービスを行うことにより、合理的配慮の充実を図ります。

また、インターネットによる予約システム等を推進し、より便利に利用できる図書館サービスを展開します。

さらに、地域の自然や文化、歴史、産業などに関する地域資料のほか、大活字本や外国語図書などを積極的に収集し、市民の多様な資料要求に 대응していきます。

イ 中央図書館を核としたネットワークの推進

市内外図書館間や関連機関とのネットワークを推進し、市民の多様なニーズに対応します。また、行政機関や学校などとの連携により、図書館の枠を超えた広い視点で、図書館事業を活性化します。

さらに、図書館ボランティアなど、市民参加による図書館事業を充実し、多様なライフステージに応じた学びの機会を提供します。

【数値目標】

（指標）年間貸出冊数及び図書館利用者数

区分（項目）		令和元年度（実績）	令和7年度（目標）
市民一人当たりの年間貸出冊数		11.7 冊	12.1 冊
図書館利用者数		23.5 万人	24 万人

2 文化・スポーツの振興に努めます

「人生 100 年時代」を見据え、全ての人が自らの人生を設計し、学び続け、学んだことをいかして活動できる社会を形成することが求められています。文化・スポーツの振興を図ることで、市民一人一人が生涯を通じて豊かに生きる喜びや感動を得るとともに、豊かな心を育むことができる環境を整備します。

そして、誰もが気軽に文化やスポーツに接し、生涯にわたって文化やスポーツを楽しみ、学んだことをいかして活躍できる環境を整備します。

なお、文化・スポーツに関する振興については、三木市教育振興基本計画の分野別計画として別途定める（仮称）「三木市文化振興計画」及び（仮称）「三木市スポーツ振興計画」により具体化していきます。

施策（１） 市民文化の高揚

新型コロナウイルス感染症の拡大が社会に大きな影響をもたらす中、芸術文化は、多くの人の心をつなぎ、勇気づける大きな力を持つものであることが改めて認識されました。

市民の多様な文化活動を通じ、生涯にわたって文化、芸術に親しむ心を育てます。

① 豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進

多様な文化、芸術に触れ、親しむ機会や文化・芸術活動に参加する機会を提供し、文化の向上に寄与する各種事業の開催や充実に取り組みます。

各種団体や個人の活動、成果などを発表するとともに、多くの方に鑑賞していただくため、吹奏楽祭や市展などを開催します。

また、文化芸術団体の運営補助を行うなど、文化・芸術活動の推進や文化芸術団体の育成に取り組みます。

② 文化、芸術の振興と普及に向けた顕彰制度の活用

本市の文化、芸術の振興と普及を図るため、顕著な功績のあった方や地域の文化、芸術の振興と普及に貢献された方を表彰します。

また、その年の展覧会やコンクールで、特に優秀な成績をおさめられた方に対して文化芸術賞等を授与することにより、その活動を広く周知し、本市の文化芸術の振興と普及を図ります。

③ 文化会館や美術館における文化・芸術事業の企画と開催

文化会館では、市民参加型事業の三木「第九」演奏会や「みき演劇セミナー」を継続して実施し、文化、芸術の普及振興を図ります。

堀光美術館は、地域の美術文化の拠点施設として、著名作家や新進作家の特別展、本市にゆかりのある作家の作品を紹介する企画展や若い世代を対象とした公募展などを開催し、幅広い年代の市民に多彩な芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、創作活動の支援や地元作家の育成を図り、市の芸術活動の推進と地域文化の振興を図ります。

また、堀光美術館は、近隣のみき歴史資料館や金物資料館と連携し、集客に努めます。

【数値目標】

(指標) 堀光美術館の来館者数

区分(項目)	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
堀光美術館年間来館者数	7,622人	10,000人

※ 来館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されますが、令和7年度には新しい生活様式が定着し、影響は少ないものとして目標数値を設定しています。

施策(2) 文化遺産の活用

歴史的遺産や地域に伝わる伝統事業などをいかした文化の振興を図ることにより、市民のふるさと意識を醸成し、郷土愛を育みます。

「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」の中核施設である「みき歴史資料館」を情報発信の拠点として、市内で発掘された貴重な遺物の常設展示や、地域に残る歴史的な資産を紹介する企画展の開催など、三木の歴史や文化を広く発信し、市内外の方々のリピーターの拡大に向けて取り組みます。

① 地域資源をいかした文化の振興

地域に伝わる伝統行事や伝統文化、生活や産業に関わる歴史的な資産を保存、継承していくことにより、地域文化の振興を図ります。

② 文化財保護の推進と活用

市民の貴重な財産として、史跡、文化財などを保護するとともに、「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」の年次計画に示されている各

種事業を段階的に実施することにより、史跡を適切に整備活用し、歴史的文化遺産をいかしたまちづくりに繋げていきます。

③ 文化遺産を維持、活用する担い手育成の支援

古くから伝わる地域文化や伝統文化に関心を深められるよう、伝統行事や史跡、文化財に触れ、親しむ機会を提供し、文化団体の次世代育成への人材育成を支援します。

【数値目標】

(指標) みき歴史資料館の来館者数

区分(項目)	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
みき歴史資料館年間来館者数	10,668人	15,200人

※ 来館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されますが、令和7年度には新しい生活様式が定着し、影響は少ないものとして目標数値を設定しています。

施策(3) スポーツ環境づくりの推進

スポーツを「する、観る、支える」ことで楽しさや共感、感動が膨らみ、自らの意欲の向上に繋がります。それにより、地域交流を促進し、健康で活気のあるまちづくりを推進していきます。

誰もが気軽にスポーツに接し、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境を整備していきます。

① 「する、観る、支える」スポーツ環境づくりの推進

すべての市民がスポーツを通じて、楽しさや感動を分かち合い、共に支え合う三木のスポーツ文化を確立し、一人一人が健康で、生き生きと暮らす社会の実現が求められています。

ゴールデンスポーツイヤーズを契機とした市民のスポーツへの参加を促進するとともに、ジュニア期からトップレベルまでの一貫した指導体制による競技スポーツレベルの向上、スポーツクラブ21等を通じた子どもから高齢者まで、世代を超えた交流を含む人生100年を通じて親しむスポーツの推進や障がい者スポーツに関する環境の整備等を図ります。また、健康増進、共生社会の実現、地域の活性化等、スポーツを通じた活力のある社会づくりを

推進します。

② スポーツを通じた健康で活気あるまちづくりの推進

各種スポーツ団体やスポーツ推進委員等と連携、協働し、みっきいふれあいマラソンやふれあいスポーツデーなど、年齢や障がいの有無にかかわらず、多くの市民が参加できるスポーツイベントなどを開催することにより、気軽にスポーツを始めることができる機会を創出し、市民の健康増進に繋がります。

また、スポーツを通じて、選手やスタッフ、支援ボランティアに喜びや感動を味わっていただくとともに、参加者同士の交流を推進します。

【数値目標】

(指標) 市民の健康・体力づくりに繋がるスポーツイベントの参加者数

区分(項目)	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
みっきいふれあいマラソン	2,725 人	3,000 人

③ 三木の地域性をいかしたスポーツ振興

本市の新たなスポーツ拠点として定着している三木山総合公園総合体育館は、生涯にわたって豊かなスポーツ活動や健康づくりの場であり、スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の拠点としての役割を担っています。市民や各種スポーツ団体が、より利用しやすい施設となるように環境を整えるとともに、陸上競技場やプールなど、様々なスポーツ施設を活用し、スポーツの振興に努めます。

西日本最多となる25のゴルフ場を有するまちとして、「スナッグゴルフ交流会」や「みっきいジュニアゴルフ教室」を開催するなど、幼少期からゴルフへの興味、関心を持てる環境づくりに努めるとともに、「三木市レディースゴルフトーナメント」や全国高等学校・中学校ゴルフ選手権春季大会(春高・春中ゴルフ)を開催することにより、「ゴルフのまち三木」をより一層PRしていきます。

ブルボンビーンズドーム等を活用し、年齢やレベルに合わせた「テニス塾」の実施など、ジュニア育成事業を中心にテニスの振興を図ります。

馬とふれあい、自然に親しみながら気軽にスポーツを楽しむことができるホースランドパークを活用します。

【数値目標】

(指標) スポーツ公園におけるスポーツ施設の利用者数

区分(項目)	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
三木山総合公園	133,402 人	150,000 人
吉川総合公園	89,224 人	100,000 人

資料編

資料 1 : 第 3 期三木市教育振興基本計画体系

基本理念	基本方針		施策	実践項目
豊かな学びで未来を拓く	I 「未来を創る教育」を進めます	I 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます	(1) 確かな学力の育成	①基礎学力の定着と活用力・学びに向かう力の育成 ②「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進 ③基本的な学習習慣の確立 ④放課後学習支援の充実 ⑤グローバル人材を育成する教育の推進 ⑥情報活用能力の育成 ⑦小中一貫教育の推進
			(2) 豊かな心の育成	①人権教育の推進 ②道徳教育の充実 ③生徒指導の充実 ④多文化共生教育の推進 ⑤ふるさと教育の充実 ⑥体験的学習活動の充実 ⑦防災教育の推進
			(3) 健やかな体の育成	①体力・運動能力向上の推進 ②食育の推進 ③健康教育の充実 ④安全教育の推進
			(4) 特別支援教育の推進	①適切な指導及び必要な支援の実施 ②認め合い、支え合う特別支援教育の推進
			(5) キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進	①社会的自立に必要な力の育成 ②社会に触れる機会の充実 ③進路指導の充実
			(6) 就学前教育・保育の充実	①一人一人の特性に応じた質の高い就学前教育・保育の推進 ②多様な教育・保育ニーズへの対応 ③地域連携の充実 ④小学校教育との円滑な接続 ⑤在宅児童の保護者に対する家庭支援
		2 支える環境もつくりの学びを進めます	(1) 教育環境の整備と充実	①学習機会の保障 ②安全で快適な教育環境整備の推進 ③特別な支援を要する子どもたちに対する切れ目のない支援 ④学校再編の推進 ⑤就学前教育・保育の一体化
			(2) 学校、家庭、地域が連携した教育の推進	①「地域とともにある学校園づくり」の推進 ②家庭の教育力の向上 ③子育てに不安を抱える家庭への支援
			(3) 教職員の資質・能力の向上	①教職員の資質と実践的指導力の向上 ②教職員の働き方改革の推進
			(4) 学校園の組織力の強化	①管理職の組織マネジメント力の強化とミドルリーダーの育成 ②教職員相互の協力・協働体制づくりの推進
		II 「生涯にわたる学び」を支えます	(1) 人権教育の推進	①人権教育・啓発の充実 ②いじめ防止の推進 ③虐待防止の推進 ④男女共同参画の推進
			(2) よりよく生きるための学びの充実	①ライフステージに対応した多様な学びの機会の提供 ②公民館を核とした生涯学習活動の推進 ③地域の未来を担う人づくりと地域課題の解決に向けた支援 ④市民ニーズに対応した図書館の充実
		2 ツの文化・スポーツ振興に努めます	(1) 市民文化の高揚	①豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進 ②文化、芸術の振興と普及に向けた顕彰制度の活用 ③文化会館や美術館における文化・芸術事業の企画と開催
			(2) 文化遺産の活用	①地域資源をいかした文化の振興 ②文化財保護の推進と活用 ③文化遺産を維持、活用する担い手育成の支援
			(3) スポーツ環境づくりの推進	①「する、観る、支える」スポーツ環境づくりの推進 ②スポーツを通じた健康で活気あるまちづくりの推進 ③三木の地域性をいかしたスポーツ振興

資料２：三木市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第１条 教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第１７条第２項の規定に基づき、本市教育の振興のための施策に関する計画を策定するため、三木市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 三木市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の原案の作成に関すること。
- (2) 基本計画の策定に係る調査及び研究に関すること。

（組織）

第３条 委員会は、委員１５人以内で組織する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 三木市中学校長会が推薦する者
- (3) 三木市小・特別支援学校長会が推薦する者
- (4) 三木市幼稚園・こども園長会が推薦する者
- (5) 三木市社会教育委員が推薦する者
- (6) 三木市連合ＰＴＡが推薦する者
- (7) 三木市保育協会が推薦する者
- (8) 市内の文化芸術団体が推薦する者
- (9) 市内の社会体育団体が推薦する者
- (10) 青少年健全育成関係者
- (11) 行政関係者

３ 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

４ 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画の策定の日までとする。ただし、任期中に委員の異動があったときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

２ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長を務める。

２ 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３ 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

４ 委員長は、議事に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席

を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、これを公開する。ただし、三木市審議会等の会議の公開に関する条例（平成20年三木市条例第1号）第4条各号に該当する場合は、委員長は、委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

（招集の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

資料３：三木市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

氏 名	所属団体等	設置要綱第3条第2項 各号に規定する区分
◎山下 晃一	神戸大学大学院人間発達環境学研究科（国際人間科学部子ども教育学科）准教授	学識経験を有する者
山本 学道	三木市中学校長会 会長 （市立志染中学校 校長）	三木市中学校長会が推薦する者
○前田 信利	三木市小・特別支援学校長会 会長 （市立平田小学校 校長）	三木市小・特別支援学校長会が推薦する者
丸山 真理子	三木市幼稚園・こども園長会 会長 （市立三樹幼稚園 園長）	三木市幼稚園・こども園長会が推薦する者
井上 要二	三木市社会教育委員 委員長	三木市社会教育委員が推薦する者
鯛勝 聖夫	三木市連合PTA 会長	三木市連合PTAが推薦する者
藤原 和則	三木市保育協会 会長 （あけぼの認定こども園 園長）	三木市保育協会が推薦する者
魚住 昌弘	三木市美術協会 会長	市内の文化芸術団体が推薦する者
富依 多雅藏	三木市体育協会 理事	市内の社会体育団体が推薦する者
中川 義秀	三木市青少年補導委員会 会長	青少年健全育成関係者
山本 佳史	三木市総合政策部 部長	行政関係者
安福 昇治	三木市市民生活部 部長	行政関係者
岩崎 国彦	三木市健康福祉部 部長	行政関係者

◎ 委員長 ○ 副委員長

資料４：第３期三木市教育振興基本計画の策定経過

時 期	概 要
令和２年 ９月２３日（水）	●第１回幹事会 ・第３期三木市教育振興基本計画策定方針について ・第３期三木市教育振興基本計画策定スケジュールについて ・第３期三木市教育振興基本計画の骨子について
１０月７日（水）	●第２回幹事会 ・第２期三木市教育振興基本計画の検証 ・第３期三木市教育振興基本計画の施策及び実践項目について
１０月１５日（木）	■第１回検討委員会 ・第３期三木市教育振興基本計画策定スケジュールについて ・第３期三木市教育振興基本計画の骨子について ・第３期三木市教育振興基本計画の策定に向けて
１０月２１日（水）	○教育委員会定例会（報告）
１１月１１日（水）	●第３回幹事会 ・第３期三木市教育振興基本計画素案について
１１月１８日（水）	○教育委員会委員協議会（報告）
１１月３０日（月）	■第２回検討委員会 ・第３期三木市教育振興基本計画素案について
１２月２日（水）	●第４回幹事会 ・第３期三木市教育振興基本計画素案について
１２月１２日（土）	○教育委員会臨時会（協議）
１２月１５日（火）	■第３回検討委員会 ・第３期三木市教育振興基本計画素案について ●第５回幹事会 ・第３期三木市教育振興基本計画素案について
１２月１８日（金）	○教育委員会定例会（第３期三木市教育振興基本計画案について）
１２月２５日（金） ～ １月２９日（金）	第３期三木市教育振興基本計画案に対するパブリックコメントの実施 ※意見等の提出者数 １人（６件）
２月１０日（水）	■第４回検討委員会 ・パブリックコメントの結果について ※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令のため、書面開催とした。
２月１７日（水）	○教育委員会定例会（第３期三木市教育振興基本計画を議決）

検討委員会…三木市教育振興基本計画検討委員会

幹事会…三木市教育振興基本計画検討委員会幹事会（関係所属職員で構成）

資料５：用語解説

行	用 語	説 明
あ行	IoT	Internet of Things の略で、あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス・ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。
	ICT	Information and Communication Technology の略で、コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。
	新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症対策を日常生活に取り入れた生活様式のこと。
	ALT	Assistant Language Teacher の略。日本人外国語担当教員の助手として従事し、学校や地域の外国語教育及び国際化の向上のため活動する外国語指導助手。
	OJT	On the Job Training の略。上司や先輩が、新人や未経験者に対し、職場で実務を体験させながら仕事に関する知識やノウハウを教える手法のこと。
か行	GIGA スクール構想	2019 年 12 月に文部科学省が発表したプロジェクトで、GIGA とは Global and Innovation Gateway for All の略。小・中学校の児童生徒に 1 人 1 台のパソコンと、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現する構想のこと。
	キャリアノート	学んだことや自分の成長を記録し、自分を見つめることで、将来の夢や目標を見つけて、それをかなえるための計画を立て、それに向かって進んでいく力を育成するための記録。
	個別の教育支援計画	学校と他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、障害のある子どものニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成される。
	個別の指導計画	障がいのある幼児児童生徒への指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画で、各学校において、これに基づいた指導等が行われる。
	コミュニティ・スクール	学校（園）と保護者や地域住民が参画し、学校（園）運営に意見を反映させ、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校園づくり」を進める仕組み。
	ゴールデンスポーツイヤーズ	2019 年のラグビーワールドカップ、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック、2021 年のワールドマスターズゲーム 2021 関西と、3 年連続日本で開催されるスポーツイベントの総称。新型コロナウイルス感染症の影響により、東京オリンピック・パラリンピックは 2021 年に、ワールドマスターズゲー

行	用 語	説 明
		ム 2021 関西は、2022 年に延期される予定。
さ行	スクールカウンセラー	学校において児童生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながらサポートしていく専門職。
	スクールソーシャルワーカー	子どもに影響を及ぼしている環境の改善に向けて、学校、家庭、地域の支援ネットワークを築くため、福祉などの関係機関等と調整を図る専門家。
	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。
た行	タブレットドリル	インターネットを活用し、タブレットPCなどで学習問題に取り組むことができるドリル教材。取り組んだ学習が自動採点され、視覚的に自分の学習した履歴を確認しつつ、苦手な学習を繰り返し解いたり、解説動画を視聴したりできる。自分の学習課題や学習状況に合わせて、問題を解くことができ、1人1人に合った学習計画を作ることができる。
	超スマート社会	必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会。
	同和教育伝承講座	差別を許さない児童生徒の育成に向け、教職員の指導力、実践力の向上を図るため、先輩教職員が実践してきた同和教育について研修する講座。
	トライやる・ウィーク	公立中学校2年生を対象に1週間にわたり実施する地域や自然の中で行う多様な社会体験活動。
	トライやるアクション	中学1～3年生が、地域の既存の行事等に参加し、運営補助等の体験活動を行うこと。
は行	部分登校	1日の教育課程のすべてではなく、時間を制限した登校。
	別室登校	在籍する学級の教室ではなく、個別で学習できる教室への登校。
ま行	みきっ子家庭学習ガイド	子どもたちの学習習慣や生活習慣の改善を図るため、家庭で取り組める学習内容や学習時間の目安等、家庭で大切にしたいポイントやヒントなどを掲載したリーフレット。
	みっきい生涯学習講師団事業	様々な知識や技能を持ち、それを地域社会に役立てたいと考えている方（個人又は団体）を講師として登録し、求めに応じ紹介、派遣することにより、生涯学習の進展や地域社会の活

行	用 語	説 明
		性化を図る事業。
	モジュールの学習	10分、15分などの短い時間を単位として取り組む学習形態のこと。
ら行	レファレンスサービス	図書館利用者に対し、その必要とする情報などを効率よく入手できるように援助する図書館職員によるサービスのこと。

資料6：法令関係

教育基本法

(平成18年12月22日 法律第120号)

目次

前文

第1章 教育の目的及び理念（第1条—第4条）

第2章 教育の実施に関する基本（第5条—第15条）

第3章 教育行政（第16条・第17条）

第4章 法令の制定（第18条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓(ひら)く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- (2) 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (3) 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- (4) 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

- (5) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

第3期三木市教育振興基本計画

令和3年2月発行

三木市教育委員会 教育総務部 教育総務課

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

TEL:0794-82-2000 FAX:0794-83-3699